

令和6年第3回鬼北町議会定例会

令和6年9月13日（金曜日）

○議事日程

令和6年9月13日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第42号 鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第43号 鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第44号 鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第45号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第10 議案第46号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第11 議案第47号 工事変更請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（建築工事））の締結について
- 日程第12 議案第48号 工事変更請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（電気設備工事））の締結について
- 日程第13 議案第49号 財産の取得について
- 日程第14 議案第50号 令和5年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第15 議案第51号 令和5年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第52号 令和5年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第53号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第54号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について

- 日程第 19 議案第 55 号 令和 5 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 56 号 令和 5 年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 21 議案第 57 号 令和 5 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 22 議案第 58 号 令和 5 年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 59 号 令和 6 年度鬼北町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 60 号 令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 25 議案第 61 号 令和 6 年度後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 26 議員の派遣について
- 日程第 27 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 28 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 29 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 30 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 42 号 鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 43 号 鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 44 号 鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 45 号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 10 議案第 46 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 日程第 1 1 議案第 4 7 号 工事変更請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（建築工事））の締結について
- 日程第 1 2 議案第 4 8 号 工事変更請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（電気設備工事））の締結について
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号 財産の取得について
- 日程第 1 4 議案第 5 0 号 令和 5 年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 令和 5 年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 2 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 3 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 4 号 令和 5 年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 5 号 令和 5 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 5 6 号 令和 5 年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 2 1 議案第 5 7 号 令和 5 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 5 8 号 令和 5 年度鬼北町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 5 9 号 令和 6 年度鬼北町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 4 議案第 6 0 号 令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 6 1 号 令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議員の派遣について
- 日程第 2 7 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 8 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 9 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 0 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1番 坂本一仁	2番 兵頭稔
3番 高橋聖子	4番 中山定則
5番 山本博士	6番 赤松俊二
7番 松下純次	8番 芝照雄
9番 福原良夫	10番 松浦司
11番 末廣啓	12番 程内覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺美枝 書記 都浩明

○説明のため出席した者

町長 兵頭誠亀	副町長 井上建司
企画振興課長補佐 中川博之	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 東英範	町民生活課長 善家直邦
保健介護課長 谷口美穂	環境保全課長 森明
農林課長 奥藤幸利	森林対策室長 奥藤幸利
建設課長 佐子司	水道課長 佐子司
日吉支所長 山本万里	会計管理者 山本雄大
水道課主幹 二宮洋之	教育長 行定洋嗣
教育課長 佐々木健次	農業委員会会長 谷口雄記
農業委員会事務局長 奥藤幸利	代表監査委員 田中清志

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和6年第3回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和6年第3回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

御案内のとおり、8月29日から31日にかけて台風10号が西日本を縦断いたしました。本町においても、警戒レベル3にあたる高齢者避難を発令し、7か所の指定避難所を開設いたしました。避難所には、14世帯19名の方が避難所に避難されましたが、幸い大きな被害もなく一安心したところであります。

しかしながら、能登半島地震に続き、4月の豊後水道地震では、本町でも震度5弱、そのほか、各地で起こる集中豪雨と、近年自然災害は激甚化・頻発化が著しくなっております。

また、8月8日に発生した日向灘を震源とする地震により、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、緊張感が走りましたが、巨大地震が来ることなく1週間後に解除されました。このことは、町民の皆様にとっても大規模災害を身近に感じ、防災への意識を高める結果となったのではないのでしょうか。

本定例会においても、災害や防災に関する一般質問を多くいただいております。防災・減災対策は鬼北町にとっても最重要課題の一つであります。自然災害のリスクと正面から向き合い、将来予想される被害を回避・軽減するために、できる限りの努力を行っていく必要性を再認識しているところでございます。御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

さて、本日の定例会には、条例の制定1件、条例の改正2件、規約の変更2件、工

事変更請負契約の締結 2 件、財産の取得 1 件、令和 5 年度決算認定案件として一般会計、特別会計及び企業会計合わせて 9 件、令和 6 年度一般会計補正予算 1 件、特別会計補正予算 2 件を提案いたしております。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、令和 6 年第 3 回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、本日配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、1 0 番、松浦司議員、1 1 番、末廣啓議員、以上の両議員を指名します。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から 9 月 1 9 日までの 7 日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 1 9 日までの 7 日間と決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、監査委員から、町民生活課、保健介護課及び水道課の所管に係る定期監査、並びに同法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、令和 6 年 5 月分、6 月分及び 7 月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度鬼北町財政健全化判断比率及び公営企業の資本不足比率についての監査委員審査意見書写しの提出がありましたので、お手元に配付

をしております。

次に、一般社団法人鬼北町農業公社から経営状況を説明する資料として、令和5年度事業及び決算並びに令和6年度事業計画及び予算に関する報告書が提出されましたので、配付をしております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告をします。別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、令和6年第2回定例会において議決された議員派遣について報告を受けます。

はじめに、6月27日から28日の2日間、東京都で実施されました鬼北町議会議員研修会について総務産業建設常任委員会委員長から報告を受けます。

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時06分

---

再開 午前 9時13分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

改めまして、6月27日から28日の2日間、東京都で実施されました鬼北町議会議員研修会について、総務産業建設常任委員会委員長から報告を受けます。

○総務産業建設常任委員長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。すみません。少々時間を取りました。

それでは、先日6月27、28と2日間、東京研修についての研修報告をさせていただきます。

令和6年6月27、28の2日間、東京衆議院議員会館地下第9会議室において、「ゼロカーボン政策の今後の取組について」と題して、環境省大臣官房 地域脱炭素事業推進課、泉知行課長補佐から、相続放棄した家屋・土地問題については、国交省から2名、法務省から1名来ていただき、午後2時から3時半までの予定で説明をしていただきました。

まず、ゼロカーボン政策については、当町でも推進している重点対策加速化事業について、年々採択自治体が増えてきているが、先駆けて採択された当町を褒めていただき恐縮したところでありました。

また、当町が行っている遊休地や公共施設等にオフサイトPPA形式による太陽光発電設備について導入後、電力供給することで、再エネ導入の困難な地域等への再エネ利用の仕組み構築、災害時の電力安定供給を図る計画を立てることなどについて講

義していただきました。

次に、相続放棄した空き家と土地については、鬼北町内でも問題になっている倒壊空き家問題について質問したところ、法改正に伴い、所有者不明土地管理制度及び所有者不明建物管理制度を創設して、土地建物の効率的、かつ、適切な管理を実行を行い、所有者が特定できないケースについても対応可能にする法改正を行うということでした。

その他、当町の問題点について予定している時間を過ぎても丁寧に回答していただき、有意義な時間を共有させていただきました。

以上で研修報告といたします。

○議長（程内 覺君）

次に、8月5日に、松山市で開催されました第1回議会議員研修会について、厚生文教常任委員会委員長から報告を受けます。

○厚生文教常任委員会委員長（山本博士君）

おはようございます。

それでは、令和6年度第1回町議会議員研修会の報告をいたします。

去る8月5日、ANAクラウンプラザホテル松山において、「報酬・政務活動費を考える論点と手続き～住民自治の根幹としての議会を作動させるために～」と題して、大正大学社会共生学部公共政策学科教授、江藤俊昭氏の講演を受けました。

愛媛県の町村議会では、政務活動費があるところはないそうです。政務活動費は大切であるので必要である。議員報酬と定数は別の論理である。短絡的な定数削減は悪循環を生み、ひいては地方自治の弱体化を招く。

低額な議員報酬の改善は、なり手不足対策として非常に重要であるが、住民の理解を得ながら、地域の実情や議員の活動の状況、物価の動向等に応じ、議員報酬の水準の在り方を検討することが考えられる。

また、定数とは、住民の多様な意見を議会に反映するため、何人の議員が必要か、議会が合議制機関として機能を十分に発揮するために、何人の議員が必要かを出発点として考えるべきである。

なり手不足の原因としては、議会の役割と議員のやりがい、住民の間で十分理解されず、議員を志す人たちの動機づけとして機能しにくくなってきた。

これらに低額な議員報酬等を加えた、やりがい、環境、待遇の3条件が原因の1つである。また、地域コミュニティの限界、立候補選挙における障壁が存在する。

なり手不足の対策としては、議会だけの問題ではなく、その町、村、さらに都道府

県、国にとっての問題でもあり、なり手不足の原因は多岐にわたっており、議会にだけ存在するものではない。

なり手不足による危機を防ぐためには、議会の取組に加え、幅広い協働による対策が不可欠となる。また、女性議員を増やすための対策も必要であると話されました。

最後に、今回の講演を受けて、鬼北町議会の直面する内容ばかりで、今後の議会活動、議員活動に生かしてまいりたいと考えます。

厚生文教常任委員会委員長、山本博士。

○議長（程内 覺君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、6月議会定例会以降の行動状況を提示しております。

8月7日、近永公民館にて、鬼北町防災研修会を開催いたしました。「能登半島地震支援から学ぶ、今こそ考えよう、南海トラフ巨大地震に対する地域の備え、各自の備え」と題して、市立宇和島病院呼吸器外科科長で、南予救急救命センター長でいらっしゃいます根津賢司先生に御講演をいただきました。会合には、民生児童委員、防災士、自主防災組織、一般の方々、役場スタッフなど70名が参加いたしました。

能登半島から金沢より南に2次避難を実施したことによって、能登地域の医師、看護師、技師など、医療機関職員が激減し、維持が困難になったこと、さらにその結果、能登地域へ帰る人ばかりではなくなっている。

例えば仮に南予地域の甚大被害のときに、町民の方々が松山エリアに2次避難せざるを得なくなった場合、被災後、松山が落ち着いてきたタイミングで、パイプライン、医療体制が十分でない南予地域に戻ってきてくれるだろうかといった能登の事実に基づいたまちづくり、復興時期に危惧しなくてはならないポイントのお話など、医師の目線、南予地域との比較を中心にお話をされました。

民生児童委員の方に伺うと、これまでの防災研修の中で一番分かりやすく、考えさせられる有意義な研修であったという感想をいただきました。

8月22日、企業版ふるさと納税実施業者の訪問を受けました。物品の納税業者は、東京に本社のある株式会社大塚商会です。今回、愛媛・高知両県の四国西南地域所在市町村に御寄附いただく予定です。当社には、昨年も簡易シャワー施設2体をいただいたところで、能登半島地震発災時に、鬼北町から避難所運営機器として七尾市に輸送提供したところ、今年度同製品新品を追加して鬼北町に提供いただいたところです。

それとは別に、本年度鬼北町からの要望である小型ソーラーバッテリーセット、トイレ汚物を自動でラップできるラップ式簡易トイレを予定いたしております。いただきましたら、本年度中に全ての自主防災組織56か所に提供、送致したいと考えております。

8月26日、午後1時から午後5時過ぎまで、松山市で開催された、人と防災未来センターと総務省が主催する、災害対策専門研修トップフォーラム in 愛媛に参加いたしました。発災後の初動、応急、復旧の各フェーズの戦略の心得、意思決定や他組織への要請などの首長にしかできないこと、マスメディアの協力を得て、町内外の情報公開、支援要請など戦略的活用にかかることなどを再認識いたしました。

一昨日、9月11日、私が日本地産地消協会四国地区協議会の代表役を仰せつかっていることもあって、上京して、林野庁林野公共予算確保、防災・減災5か年加速化対策事業の今後の長期的な継続を求めて、青山林野庁長官、小坂次長等に要望活動を行ってまいりました。

以上、近日、南海トラフ地震関連情報が発表されたこともあり、今回は災害対応、防災・減災に関する御報告をいたしました。

そのほか事業、会議について省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（程内 覺君）

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、松浦司議員、末廣啓議員、中山定則議員、赤松俊二議員、山本博士議員、兵頭稔議員、福原良夫議員、以上の7名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、10番、松浦司議員の一般質問を一問一答方式で行います。

松浦議員は質問席へ移動してください。

松浦議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1についての質問を行ってください。

○10番（松浦 司君）

議席番号10番の松浦司です。

通告のとおり、2問質問させていただきます。

1つ目、鬼北町の防災・減災対策について。

2024年4月17日に発生した最大震度6弱の大地震、鬼北町でも震度5弱を記録したが、幸いにも多大の被害は免れました。直近では、8月8日に発生した日向灘沖地震は、南海トラフの震源域であり、巨大地震が起こる可能性が高まっています。

そこで、鬼北町の取組についてお伺いをいたします。

1つ目、緊急時備蓄倉庫が完成し、備蓄品の搬入が完了しておりますが、備蓄品の品目と数量をお伺いします。

2つ目、町内各6地区の指定避難場所はどちらでしょうかお聞きをいたします。

3つ目、各指定避難場所に備蓄されているものは、避難者を何人想定されて、何日間過ごせる食料・物資を確保されているのか問います。

4つ目、指定避難所以外で指定されている建物等が何か所あるかお伺いをいたします。

5つ目、発災直後の災害弱者、高齢者、障がい者、女性及び子どもに対する避難対策をお伺いいたします。

6つ目、町内民間企業との連携対策についてお伺いします。

以上6点、お願いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、松浦司議員の第1番目の鬼北町の防災・減災対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の備蓄倉庫の備蓄品の品目と数量を問うとの御質問であります。お手元に配付しております説明資料1、備蓄品一覧のとおりとなっております。

主なものとしたしましては、食料として、米や主食類が3,370食、栄養補助食品や菓子類が2,876食で、合計6,246食分。飲料として水500ミリリットルが1,320本、2リットルのペットボトルが570本、合計1,890本で、1,8

00リットルを備えております。

また、生活用品として、携帯トイレ400回分、簡易トイレ・自動式ポータブルトイレ43個、毛布872枚、段ボールベッド116セット。

避難所備品として、ポータブル電源18個、簡易間仕切り段ボール畳74個、折り畳み式簡易ベッド20台、その他寝袋やブルーシート等を備蓄しております。

また、町内の各指定避難所にも備蓄品を備えており、各指定避難所において不足する場合に、防災倉庫の備蓄品を運搬して対応することといたしております。

町といたしましては、備蓄品について、今後も計画的に必要な食料、生活用品、避難所備品を整備していきたいと考えております。

一方で、町民の皆様にも、いざというとき時に備えて自助・共助のお願いをいたしております。自分自身や家族の命や財産を守る自助として、家庭備蓄の必要性を認識していただけるよう広報・啓発活動を行うとともに、地域や御近所の方々と助け合う共助として、各地域の自主防災組織においても、備蓄等を行っていただくよう自主防災組織協議会の総会などの際をお願いしているところであります。

大規模災害発生時においては、町や公的機関が行う公助にも限界があり、災害からの被害をできる限り少なく抑えるためには、平常時から自ら取り組む自助と地域で取り組む共助を実施して、大規模災害に備える必要があると考えておりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いをいたします。

次に、2点目の各6地区の指定避難場所を問うとの御質問です。

近永地区は、近永小学校、近永小学校体育館、広見中学校、広見中学校体育館、北宇和高等学校、北宇和高等学校体育館、鬼北総合公園体育館、近永公民館の8か所。好藤地区は、好藤小学校、好藤小学校体育館、好藤公民館の3か所。愛治地区は、愛治小学校、愛治小学校体育館、愛治公民館の3か所。三島地区は、三島小学校、三島小学校体育館、三島公民館の3か所。泉地区は、泉小学校、泉小学校体育館、泉公民館の3か所。日吉地区は、富母里施設体育館、農林業者トレーニングセンター、日吉中学校屋内運動場、日吉中央集会所、日吉住民センター、日吉保健センターの6か所で、町内6地区の合計26か所を指定避難所として指定しております。

次に、3点目の各指定避難所の備蓄状況について、避難者の想定人数と何日分の食料・物資を確保しているのか問うとの御質問であります。

町におきましては、警戒レベル3「高齢者等避難」以上の避難情報を発令した場合、まず、はじめに町内6地区の公民館及び鬼北総合公園の7か所を指定避難所として開設することとしており、お手元に配付しております説明資料2、備蓄品一覧のとおり

となっております。

主なものといたしましては、近永公民館については、25名の避難者3日分の食料228食と飲料水。その他の施設については、13名の避難者3日分の食料120食と飲料水その他。生活用品として携帯トイレ・簡易トイレ・毛布・段ボールベッド。備品として間仕切りテント、簡易間仕切り段ボール畳、発電機、ブルーシート等を備えております。

また、1点目の御質問で回答いたしましたように、各指定避難所において不足する場合は、防災倉庫の備蓄品を運搬して対応することといたしております。

次に、4点目の指定避難所以外で指定される建物等が何か所あるか問うとの御質問であります。福祉避難所として、総合福祉センター、養護老人ホーム優愛の里、特別養護老人ホームひろみ奈良の里、特別養護老人ホーム勝山荘、南愛媛療育センター、障がい者福祉施設みらい、障がい者就労支援施設みもぎ、共同生活援助施設シェアハウスみもぎⅡの8か所を指定しております。

次に、5点目の発災直後の災害弱者、高齢者、障害者、女性及び子どもに対する避難対策を問うとの御質問であります。鬼北町では、災害対策基本法に基づき、災害時に避難支援が必要な方が迅速かつ的確に避難できるようにするため、災害時に自力で避難することが難しい、介護保険制度における要介護認定3から5を受けている者、身体障害者手帳1、2級の第1種を所持する者、ただし、心臓機能障害及び腎臓機能障害のみで該当する方を除きます。そして療育手帳Aを所持する者。精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者。その他特に支援が必要な者を対象として、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画の作成を行い、平常時から地域の支援関係者との情報共有や支援体制の構築を推進しております。

具体的な支援内容といたしましては、発災直後の自宅から、一時避難所までの交通手段（独歩、車椅子、車両）などの種類と避難経路の確認を行い、具体的な支援内容と1名から2名の避難協力員を記載して、個別避難計画を作成するとともに、年に1回更新し、同意を得た方のみ、当該地区の自主防災会会長、民生委員に配布し、平時から要支援者の把握や見守り、避難訓練などに役立てていただいております。

また、現在の課題とその対策についてであります。令和6年5月1日現在で、避難行動要支援者名簿登録者213名、個別避難計画策定者74名で、策定率34.7%と、低い策定率となっております。策定率の向上のため、令和6年度から、介護保険サービス、または障害福祉サービスを利用する要支援者について、担当のケアマネジャーや生活相談員に、新規の場合1件、5,000円、更新の場合1件、1,000

0円で、計画作成を委託したところであります。

また、避難協力員の確保が難しいことから、令和5年度から、協力者を確保できない要支援者に対し、自主防災組織や民生委員にコーディネートを依頼することにしたところ、順次協力が得られる状況になってきました。

妊産婦につきましては、災害発生時、被害の場所が限定されていて、医療機関が維持されているときには、妊娠36週から産後1か月までの妊産婦と、高血圧や糖尿病等の何らかのリスクを伴うハイリスク妊婦の方々に対しては、宇和島管内の医療機関から発災後48時間以内に、安否の確認、所在地、健康状態、困り事、フォローの要否の確認を行い、確認した結果を宇和島保健所を通してメールで情報提供をしていたくとともに、発災後1週間以内には、全妊婦に確認した結果を情報提供していただくことになっております。

次に、6点目の町内民間企業との連携対策について問うとの御質問ですが、大規模災害が発生したときに、町だけで応急・復旧活動を行うことは不可能に近く困難であり、迅速な対応を行っていくため、人的・物的支援を受けられるよう、民間企業や関係機関との間で協定を締結しております。

町内に本店等を置く民間事業者との協定は11件、町内に支店等を置く民間業者との協定は14件、それ以外の民間業者との協定は16件、行政機関等との協定は12件、合計53件の協定を締結しております。

以上で、松浦司議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

松浦議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（2）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（3）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

町長、御丁寧な説明をありがとうございました。

十分理解はできたわけなんですけど、避難者の想定に関する事なんですけど、近永

地区で25名、他地区で13名の3日分ということでございましたが、未曾有の災害が発生した場合、全町、かなりの方が被災される可能性が大と私考えますが、これで十分足りるかどうかということ再度お聞きしたいと思います。

併せて、今後の先ほども言われましたが、計画が拡大していく計画があるのかどうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、各指定避難場所に置いておりますものにつきましては、先ほど答弁にありましたように、約13名から25名の3日間ということにしております。

ただし、備蓄倉庫のほうで確保しております食料のほうは、六千数百食ございます。また、自主防災組織等におきまして、備蓄していただいている食料を合わせまして、約1万食程度の備蓄食料のほうを準備しております。

現在配備しております指定避難所で不足する場合につきましては、備蓄倉庫等から運搬をいたしまして対応することとしたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、今後の購入につきましては、計画的に順次進めております。今年度につきましては、約1,000食追加いたしております。今後につきましても、それ以上にさらに進めていく計画としておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

松浦議員、了承ですか。

○10番（松浦 司君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（4）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

先ほどの説明で町内8か所と言われましたが、各地区に部落の集会所があると思います。それはどうも指定されていないように思いますが、今後していく予定はあるのかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、現在自主防災組織のほうで各地区集会所等を一時避難場所として指定をしております。

町といたしましては、現在26か所の指定避難所の指定を行っております。大規模災害等が発生した場合、必要に応じまして指定避難場所以外の施設につきましても、避難所として指定することができるように、防災計画上なっておりますので、その場合につきましては、現在の指定避難場所以外の施設につきましても、避難所として運営していくようにしていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

○10番（松浦 司君）

今言われた26か所というのは、各地区の集会所が26か所ということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

最初に申し上げました各小学校、公民館などが26か所ということでございます。

○10番（松浦 司君）

有事の際に、発災後、初動行動が大切だと思います。その場合、例えば私は愛治地区なんですけど、愛治公民館が指定場所にされておって、一番遠いところで10キロ近くあると思います。その10キロをして、一時避難場所があったとしても、指定避難場所に行かないと、いろいろな物資が提供されないということであるので、最低集会所、その地区地区にある集会所は、町のほうで指定をして各物資いろいろなものを備蓄しておくべきと私は考えますが、ただ、各集会所、自主防災組織の中でいろいろな物資を多少は備蓄をされております。発電機なり、水なり、いろんなもの、この間、ちょっと私も確認させていただいたんですけど、倉庫、各部落に配布されとるんですかね。その配布されている倉庫の中にいっぱい備蓄はされておりますけど、実際それでは全然足りないと私は考えます。できれば、ぜひ各地区の集会所、もし集会所がない地域もある地区、部落もあると思いますが、ない部落は何か代替え場所というのを再度検討するべきだと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

議員が危惧されておりますように、実際のときには、自分とこの家は助かったけれども、集会所が潰れたという場合もありましょうし、その段階で、それぞれの各集落の方々の命を守ると。それから、それに付随した発災した後、いろんな病気とかで亡くなられる関連死を防ぐという意味では、一番安全のところという部分として、今は

避難所を想定しておりますけれども、もちろん集会所では立派な集会所を含めまして、安全な場所がありますので、ただ町として、全ての集会所を指定することが、なかなか耐震の関係でできないという現実がございます、それがあるんですけども、議員がおっしゃいますとおり、自主防災組織がしっかりと活躍していただく、活動していただく、それが集会所がしっかりと地震で持っておれば、それはそれとして対応していただくことが一番重要かなというふうに思っております。

今ほど言われました集会所がないというふうな集落についても、チェックをして、それなりの御心配をいただいておりますことについての対応をいたしていきたいと思っております。

以上です。

○10番（松浦 司君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

それでは、松浦議員、質問1の（5）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

1点だけお聞きしたいと思いますが、先ほども言いましたように、発災直後の行動が大切ということでもありますし、各地区で防災のヘリコプターのヘリポートを整備されております。それも多分、私、認識不足かもしれませんが、各地区1か所かなと思っておりますが、例えば1か所では、なかなかそこまでの運搬等々がかなり厳しい地区も多いと思っておりますが、今後それも拡大していく考えがあるのか1つお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

現在の防災計画には、すぐに各集落というところまでにはなっていないんですけども、議員御案内のとおり、各公民館単位には、それぞれの山だね、それから道路が寸断されて孤立状態になるという危険性が高いところもありますので、そのことを多分危惧されるところと思っております。

そういうところも調査して、ただ、ヘリポートには、山肌の適度、必要以上の角度といたしますか、ヘリが下りる角度があって、それで、日吉地区で少し悔しい思いもしたときもありましたので、十分にチェックをしなければならないと思っているんですけども、可能であれば、それと、土地の提供をいただければ考えることもできるんじゃないかなというふうにも考えております。御理解いただきたいと思います。

○10番（松浦 司君）

分かりました。

○議長（程内 覺君）

それでは、引き続きまして、質問1の（6）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

先ほど全部で53件の協定を結ばれとるということでございますが、各地区個人事業主の方とか、いろいろ農業をされてる方でも建設機械を持たれている方とか、各地区におられると思います。そういう方との、こういうふうな未曾有の災害が起きた場合には、間違いなく皆さん助け合いはされると思いますが、ある程度、町のほうで把握をされていくのも1つかなと思いますが、現在されているかどうか。

今後、そういう個人事業主、また個人の方についても周知をしていくかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますけれども、現在個人事業主、個人との協定というのは、実際のところは協定を締結はしておりません。ただ、それぞれ地域の皆様で助けいただきます共助としまして、その地域の個人の方々に御協力いただきたいと思っておりますし、また、個人の方が持たれている機械等々利用できるものにつきましては、活用させていただきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○10番（松浦 司君）

はい。

○議長（程内 覺君）

次に、松浦議員、質問2について質問してください。

○10番（松浦 司君）

2つ目ですが、町民の安全・安心対策について。

鬼北町では、町民の生命財産の安全を確保するために、国・県からの補助を活用し、人家裏のがけ崩れ防止、擁壁等々で崩れないようにする事業なんですけど、行っておられます。この事業により、安心して暮らせる世帯が年々増加して、来る南海トラフ大地震に対しても万全な体制となりつつあります。

そこで、現状についてお聞きをいたします。

1つ目、がけ崩れ防止事業の年間予算を伺います。

2つ目、町負担額、また、地元負担額の割合についてお聞きをいたします。

3つ目、現在の対象戸数と過去の実施戸数を伺います。

4つ目、今後の実施予定件数をお伺いします。

5つ目、町民への周知方法はどのようにされているのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、松浦司議員の第2番目の町民の安全・安心対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目のがけ崩れ防止事業の年間予算を問うとの御質問ですが、予算額については、延長や施工条件により変動いたしますが、令和3年度までには、当初予算件数で、危険度の高い箇所から年間4か所のペースで実施しており、それ以降は年間6か所で予算計上しております。

次に、2点目の町負担額・地元負担額及び割合を問うとの御質問であります。平成19年度以降は、町が35%、地元が5%となっております。

次に、3点目の現在の対象戸数と過去の実施戸数を問うとの御質問であります。鬼北町においては、200か所が急傾斜地の崩壊危険区域として愛媛県の指定を受けております。指定されている箇所が、県のがけ崩れ防止対策事業の採択要件に合うかどうかは、明らかではありませんので、議員御質問の対象戸数についてはお答えすることはできませんが、現在のところ、実施箇所数は130か所となっております。

次に、4点目の今後の実施予定件数を問うとの御質問であります。現在のところ、令和6年度が4件、令和7年度が1件を予定しております。

次に、5点目の町民への周知方法を問うとの御質問であります。大雨や地震で家の裏に落石や崩落があったり、そのおそれがあると町民の方から相談があった場合は、現地を確認して、県のがけ崩れ防止対策事業の採択要件に合えば、がけ崩れ防災対策工事の御案内をいたしております。今日までに多くの申請を受け付けており、工事の実施を数年待っていただいていた状況で、地元負担金も必要であることから、これまでは積極的な周知を行っていないのが実情であります。

しかしながら、近年の異常気象によって、町民の皆様の土砂災害への関心が高まっ

ているところでもありますので、今後におきましては、町といたしましても、広く周知できるように努めていきたいと考えております。

以上で、松浦司議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

松浦議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

質問2、（2）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

町負担額と地元負担額の割合ということでお聞きしました。町が35%、地元負担金、個人の方が5%ということですが、5%の個人負担、かなり負担になる、個人の人に対する負担になると思いますが、いろいろあるとは思いますが、削減、下げていくようなことはできないのかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの松浦議員の御質問に回答いたします。

県内の状況なんですが、県内の状況を見てみると、地元負担が20%のところは2市町、16%が1市町、15%が1市町、12.5%が1市町、10%が8市町、8%が1市町、5%が3市町、負担分なしが2市町となっております。

鬼北町といたしましても、5%ということで、県内から見ると、地元の方の負担割合は少ないものとなっておりますので、その辺は御理解いただけたらと思います。

以上です。

○10番（松浦 司君）

課長のほうから今説明はございますが、2市町はゼロでしたね。ゼロの町があるということですので、その他市町が設定されるのは、うちの町には関係ない話でございますから、鬼北町は鬼北町でこのようにしますということで設定ができるんではなかろうかと思いますが、町長、そこら辺を今後検討をいただけるかどうかを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

私はゼロ%の町、2つのうち1つしか存じ上げておりませんが、このがけ崩れ

防止対策事業、本当にこの近年は要望があつて、それを実施して、負担金をいただいとる。基本的には個人の方からいただくわけでありまして、ただ、その出来たものがどのように効果をなすかというのは、個人の御自宅、倉庫などの個人の財産への対応というところがあつて、なかなかその分をゼロにするということについても、逆に町民の方々の理解を得られるかどうかということも考えなければならぬかなといったところ、あと今まで5%をいただいておりますので、急にゼロというのもいかなものかと。今までやられた方についてもどうなんだということも、実際には出てこようかと思ひます。そこらも含めまして、私は思ふのは、今までやられた方の思いというものを重く受け止めるのと同時に、今から先、今議員さんが言われてましたように、何を大切にするのか、やはり命を守るという部分では、この事業をやりたい。そこで、この負担金がネックとなっているのであれば、やはり少し検討する時間をいただきたいなというふうに思ひます。

以上でございます。

○10番（松浦 司君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか、はい。

それでは、質問2、（3）について。

○10番（松浦 司君）

すみません。少し聞き逃してしまつたんですが、対象戸数が200件でしたかね。

指定箇所が200か所で、実際、現在実施されているのが130か所ということがあります。まだまだ数があると思ひますが、この中で採択要件に合わなかつた、もう個人の方から申請は出てきていますが、採択されなかつた件数というのは何件ありますか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの松浦議員の質問にお答えいたします。

申請を出された方の中で採択要件を満たさない箇所につきましては、4か所ございました。

以上でございます。

○10番（松浦 司君）

この採択要件なんですが、採択要件の内容をお聞きしてよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、採択要件につきましては、傾斜の高さが5メートル以上、自然がけであること。実際に人が住まわれていること。これが条件になっております。あと住宅を新築した後、5年間はできないという、そういうふうなルールになっております。

以上で答弁といたします。

○10番（松浦 司君）

傾斜角と言われましたかね。5メートル以上、5メートル以下は採択されないということでよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、高さが30度で、がけの下部から30度の線を引いたところで5メートル以上あれば、がけの根元ですね。始まりから30度で引いた線が5メートル、そこの高さがですね。30度で5メートルあればできると。

○10番（松浦 司君）

採択要件は理解できましたが、この採択要件は、多分国の指針か何かで決まってるんで、これを変えることはできないと思いますが、先ほどの4件はやりたいと、やってほしいという町民からの要望があるにもかかわらず、この採択要件に入っていない。そういう箇所がまだほかにもたくさんあると思います。

そういう中で、もちろん予算的なこともあります。採択にならなかった方については、町のほうで対応ができないかを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

1番は予算的なことになると思うんですけども、現在のがけ崩れの部分、御承知のとおり、1件が1,000万から2,000万ぐらいでありまして、個人の負担が50万から100万程度になろうかと思っております。その分ですね、例えば2,000万の工事では、御承知のとおり県費をいただいた後、残りの財源として緊急対策防止事業債、交付税措置が7割というところで、過疎債と同じほどの対応をしていただいております。これは防災・減災対策緊急事業に基づき地方債計画に上がってきた、これがある

ために大変やりやすくなっている。

ただ、県のほうで採択を受けないと、この起債が借りられない、県費もいただけないとなってくると、2,000万の事業を全部税金ですということになってきますと、今からの70か所全てということにすると、大変な額になってしまう。すぐに、そうやりますということは、なかなかならないんですけども、私はこの部分を命を守る対策として、県のほうにこの採択要件、例えば今言いました30度角で5メートル以上の上のほうに道があったり、道路があったりしたときには、少し難色を示されるところかという部分もありますので、そこら辺り採択に乗るように働きかけるところが、まずは必要なんじゃないかなと。それは、うちの町だけではなく、全国いろんなところですね、やはり採択要件ならないところはあると思うんですよ。そこら辺りを今の不安を解消する、また財産を守っていく、命を守っていくという対策として、国・県のほうに要望していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○10番（松浦 司君）

了解。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2、（4）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

今後の予定としまして、今年度4件、来年度1件ということですが、それ以後は、令和7年度も1件ということですので、それ以降の計画はないのかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの松浦議員の御質問ですが、令和6年度に4件、7年度に1件の今現在のところ申請が出ておりますが、まだ完全にできているとは思っておりませんので、今後、まだ出てくる可能性はございますので、それに対しては7年度から対応していくというようなことにさせていただいたらと思います。

以上です。

○10番（松浦 司君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

それでは、松浦議員、質問2の（5）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

このがけ崩れ防止事業の町民の皆さんが、こういう事業を町のほうがやっていますよというのは御存じじゃない方も多少あるんじゃないかなと私は思いますが、町民の皆さんに対する周知の方法として、いろいろメディアを使うなり、もちろん広報、ホームページ等々で促される、紹介をするのはどうかなと考えておりますが、その点、少しお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

答弁申し上げましたように、これまでがなかなか要望があって、それを全部できなかった状況がありまして、それを周知をあまりしていなかったということではあるんですけども、これから先、一応要望というもののところが完了してきましたので、どんどん啓発してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で松浦議員の一般質問を終わります。

○10番（松浦 司君）

ありがとうございます。

○議長（程内 覺君）

次に、11番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

末廣議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

議席番号11番、末廣啓です。

先の通告書のとおり、4件、一問一答方式で質問をいたします。よろしく申し上げます。

質問1、南海トラフ地震臨時情報の対応等について。

8月8日午後、宮崎沖で震度6弱の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が、気象庁から発表されました。幸い鬼北町では、震度1で、大きな揺れは感じなかったわけですが、それでも巨大地震が現実味を帯びてきたなどか、差し迫

ってきたなと恐怖さえ感じております。巨大地震注意が出されて以降、どのような対応をしたかを伺います。

(1) 備蓄品の品目・数量等について、再点検はなされたか。

(2) 県・近隣市町、また公民館等との連絡体制が、土・日・祝祭日を含めてですが、スムーズに行えるよう確認できているか。

(3) 巨大地震注意が出されて以降、3連休やお盆の期間だったりいたしました。その間の職員体制はどうだったのか。

(4) 夏祭りなど、お盆行事もあったと思います。もしものときの避難誘導體制はできていたか伺います。

(5) 家具固定器具費の補助金制度の創設は考えているか。

以上5点、お伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の南海トラフ地震臨時情報の対応についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の備蓄品の品目・数量等について再点検はなされたかとの御質問ですが、8月8日16時43分頃に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられたことから、同日19時15分に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。

それを受けまして、町におきましては、備蓄している物品等について、4月17日に発生した豊後水道を震源とする地震の発生後に行った点検に続き、南海トラフ地震（巨大地震注意）の発表後にも、再度点検を実施して災害への備えを行っているところであります。

次に、2点目の県・近隣市町、また公民館等との連絡体制が（土・日・祝祭日を含めて）スムーズに行えるよう確認できているかとの御質問であります。県・近隣市町との連絡体制等につきましては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後、同日20時15分から、愛媛県と県内市町とのテレビ会議において、大規模災害に備える体制を取っておりました。

また、公民館を含む職員に対しては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表される前の南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時点で、参集等の連

絡が取れるよう通知を行い、大規模災害に備えて警戒態勢を取ることとしていたところであります。

次に、3点目の巨大地震注意が出されて以降、3連休やお盆の期間だったりが、その間の職員体制はどうだったかとの御質問であります。南海トラフ地震臨時情報については、通常の生活を送りながら、災害への備えの再確認を行うこととなっておりますので、2点目の質問で答弁いたしましたように、職員に対して参集等の連絡が取れるよう通知を行い、大規模災害に備えて警戒体制を取ることとしておりました。

次に、4点目の夏祭りなどお盆行事もあったと思うが、もしものときの避難誘導体制はできていたかとの御質問であります。納涼大会及び武左衛門ふるさと祭りに関しては、各機関から情報を収集した上で、8月9日に、危機管理課及び教育委員会と協議を行い、巨大地震注意の呼びかけ期間中において、町としてはイベント等の開催について制約を行わないことを確認するとともに、教育委員会から各公民館に対して、確認事項を伝達した上で、イベント等開催中の大地震発生等に備えて関係者間で意思疎通を行っておくこと、電気が使用できなくなった場合に備えて電池式の拡声機やライト等を用意しておくこと、当日花火打ち上げや交通整理等に御協力いただく消防団分団長、交通安全協会役員等に地震発生時の避難誘導等について依頼しておくこと等を指示いたしました。

当日は、アナウンスや実行委員長挨拶で、イベント中に地震が起こった際の対応について呼びかけを行う。避難場所として、学校の体育館を常時使用ができる状態で準備する。電池式の照明を会場に増やす等の対応を各公民館ごとに行っております。

また、町民の皆様に対しては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表について、町内告知端末放送やホームページ、UCATによるテロップ放送により、備蓄品や避難場所、避難経路の再確認等の注意喚起を行ったところであります。

次に、5点目の家具固定費補助金制度の創設は考えているかとの御質問であります。愛媛県の6月補正予算において、市町が申請者に対して支出する経費の3分の1を補助する、家具等固定加速化支援補助金制度が創設され、県内各市町において補助制度の創設等が行われているところあります。

鬼北町においては、平成24年度から平成27年度までの間に、鬼北町社会福祉協議会まごころ銀行事業を活用して、家具転倒防止固定器具を必要とする希望者に対して、自主防災組織を通じて、町内で約2,900個の家具転倒防止固定器具の配布を行いました。これによって、ある程度の家具固定ができていた御家庭が増えていると考えております。

しかしながら、南海トラフ巨大地震の大規模災害の発生可能性が高まっていると予想されており、家具転倒による人的被害を防ぐためにも、さらに対策を進めていく必要があると考えております。

今回、愛媛県の補助制度による補助金とするか、そして、以前実施されました鬼北町社会福祉協議会、まごころ銀行事業による再度の配布としてお願いするか、または、違った形の配布事業とするか等の協議を行っているところであります。

補助金制度とした場合は、希望者の自己負担や補助金申請等に係る書類作成などの負担が生じてしまうこと、配布事業とした場合は、器具の種類が絞られるため、希望する器具の配布ができないことが考えられるため、その方法についても検討を行っているところであります。できるだけ早い段階で決定していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（2）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

質問1の（3）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

3連休とかがあったわけなんですけども、（4）についても同じなんですけども、連絡体制、緊急の場合の連絡体制は取れているという答弁だったと思うんですけども、巨大地震注意が出された場合には、危機管理室に職員を常駐させておくとか、休みの期間中でもそういうふうな体制を取ったらどうかと思いますが、町長いかがですか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、今回の巨大地震注意につきましては、通常の生活を送りながら、災害への備えの再確認を行うということとなっておりますので、

常駐はしておりませんでした。ただし、巨大地震注意以上の情報が出された場合につきましては、災害対策本部のほうを設置して常駐して対応するような形になるかと考えていますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（4）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

これからでちこんかとか、秋の大きなイベントが控えております。夏祭りとかの場合には、電池とか、ライトとかを用意しておるといようなことだったんですけども、避難誘導體制を整えるのに、誘導する体制といいますか、リーダーを1人、2人つけておくべきではなからうか。みんながこぞって誘導するよりも、先導を1人、2人を決めておく必要があるんじゃないからうか。そうすることによって、緊急の場合にスムーズな避難誘導ができるんじゃないからうかなと考えますけども、そこら辺りの考え方はいかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

私はそのお考え、もちろんそれは必要なことかもしれませんが、今回の地震が発生したときですね、高知県それから徳島県の阿波踊り、それから、よさこいの部分、夜踊った時間の部分もあったんですけども、そのときにですね、一番はやはり参加者、または来場者の方々への周知というものが一番でありました。やはり参加をする方については、危険の伴うといいますか、危惧をする部分についてしっかりと周知をしていくというのが、今の防災体制、自助といいますか、自分でしっかりと確認をしておくということがイベント等については大切なんじゃないかなと。でちこんかの分の当日の分については昼間ですので、上の部分、橋の部分がありますけども、夜の部分について、そこら辺りの注意をしていかなければならないかなと。一番の課題は、やっぱり屋内での部分、または山林、麓での部分、そこら辺りの注意については、今ほども議員が危惧をされとった避難誘導という部分について、リーダーを決めておくのは必要なんですけども、ただ、イベントのタイミング・タイミングで人の流れというものを全部把握することは、当然難しいということがありまして、決めておっても、それが効果を現すかどうかについては、私も疑問が残るところでございます。

ただ、先ほど言われましたように、例えばびっくり市のほうで1人、西と東とかいうようなところでの指導の徹底というものが必要なのかなというふうにも思いますので、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（4）について再質問はありますか。

すみません、私、間違えました。

○11番（末廣 啓君）

何ですか。

○議長（程内 覺君）

今度、（5）について再質問をお願いします。

○11番（末廣 啓君）

先ほど町長の答弁で、今後、方法とか検討していくと言われましたけども、ぜひ、こういう制度を知らない、存じていない方も、町民もおられると思いますので、方法とかが決まったら大々的に広報していただきますようお願いをいたします。

以上です。答弁は要りません。

○議長（程内 覺君）

答弁はよろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

末廣議員の質問中ですが、ここで、しばらく休憩をしたいと思います。

再開を10時40分に再開します。

休憩 午前10時26分

---

再開 午前10時40分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、末廣議員、質問2についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

質問2、地震対応について。

先日、地元の小学校へ行ったら、滑り台やブランコなどの遊具が「地割れの為 使用禁止」の貼り紙がされていました。居合わせた学校関係者に確認すると、4月17日の震度5弱の地震が関係するものなのか、地割れが見つかり、使用禁止にしていますとのことでした。このことは町教育委員会にも伝えているとのことでした。

児童、特に新入児童にとっては、最も遊びたい遊具だと思いますが、これを見たのが8月15日やったんですけども、もっと早く対応して、安全に遊べるよう環境整備ができなかったのかを伺います。

(1) 4月から今日までの経緯を問う。また、今後どのような対策を考えておられるのかを伺います。

(2) ほかの学校、総合公園遊具場、公共施設等の点検はなされているか。

以上2点、お伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、末廣啓議員の第2番目の地震対応についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の4月から今日までの経緯及び今後の対応についての御質問ですが、はじめに経緯について御説明いたします。

4月17日の地震発生後、各学校に対して直ちに校内外の点検を行い、異常があれば報告するよう指示をしておりましたが、4月18日に1校からグラウンド遊具下の地面に亀裂が入っているようだと報告があり、現地を確認いたしました。

しかし、報告のあった亀裂のようなものは見受けられなかったため、今後も異常があった場合は、連絡をするよう指示をしておりましたが、4月19日に、学校から再度亀裂に関する報告があり、滑り台及びブランコ等の遊具を、念のため使用禁止にするという連絡を受けました。

これを受けて、教育委員会では、地質調査を行う業者に現地確認及び調査費用の見積りを依頼いたしましたが、現地確認の結果、異常は見受けられず、調査等の対応が必要と思われる状況ではないという報告を受けました。

すぐに、その旨を学校に連絡いたしましたが、学校からは、不安があるため、遊具の使用禁止は継続したいという報告があり、地震発生から数日しか経過しておりませんでしたので、教育委員会からは、遊具の使用再開については、今後の状況を確認し

た上で、学校判断で行っていただくよう依頼をいたしました。

5月22日及び6月6日におきましても、学校から亀裂に関する連絡があり、現地を確認いたしましたが、グラウンドの土壌表面のものであり、深さもなく、乾燥によるひび割れと判断し、その旨を学校に報告しております。

6月中旬頃からは、予定をしておりました学校への高圧引込ケーブル工事の関係で、遊具周辺の掘削もありましたので、学校としては安全を第一に考え、遊具の使用禁止を継続しておりましたが、掘削の際に確認したところ、土中に深い亀裂等の異常は見られず、学校としては安心した旨の報告をいただいております。

7月下旬に工事が完了し、学校は遊具の使用再開を予定しておりましたが、8月8日に、日向灘を震源とした大きな地震があり、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたため、学校は児童の安全を考えて、夏休み期間中の遊具の使用禁止を決定いたしました。

次に、今後の対応についてですが、2学期から遊具の利用を再開しておりますが、引き続き地盤の経過観察を行い、異常があれば随時対応を検討することにいたしております。

次に、2点目の他の学校、総合公園遊具場、公共施設等の点検についての御質問ですが、他の学校につきましても、4月17日の地震発生後、敷地及び遊具の点検を行っておりますが、異常なしとの報告を受けております。

また、現在、町内全ての学校で専門業者による遊具の点検を実施しておりますので、何らかの異常があれば使用を中止するとともに、できるだけ早く修繕等の対応をしてみたいと考えております。

鬼北総合公園の遊具につきましては、4月の地震発生前に専門業者による遊具点検を実施するとともに、地震発生後におきましても、公園の管理を委託しております鬼北町スポーツ協会の職員が点検を行いました。異常なしとの報告を受けております。

また、保育所、認定こども園につきましては、国土交通省の指針に基づき、遊具の構造や詳細な点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者による定期点検を年1回実施しており、併せて、毎月1回、各保育所において職員による点検を行っておりますが、先日の地震発生後は、地面の異変や遊具について、職員が目視点検と遊具のぐらつきや接合箇所ゆるみがないか等の点検を行い、安全を確認したと伺っております。

また、その他の公共施設につきましては、地震発生の翌日に、担当課の職員により点検を実施いたしましたが、旧保育所の3か所の施設に設置している遊具については、

触診・打診等による点検を実施したところ、破損箇所はなく、強度にも問題がなかったと伺っております。

以上で、末廣啓議員の第2番目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

質問2の（1）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

今ほど答弁を細かくいただきまして、ありがとうございました。

現地確認して異常なし、地質調査しても異常なしということだったようですけども、これを学校の判断にお任せするというようなことじゃなくて、もう異常がないと判明したんだったら、教育委員会のほうから使用を許可するとかの見解を示してあげたら、学校のほうも不安なく利用再開できるんだろうと思いますし、子どもたちも1学期の間、滑り台やブランコが使えないというようなことだったら、楽しみも減るんじゃないかなと考えます。

私が見たのは、8月15日だったので、1学期の間、ずっと使えない状態が続いたと思います。

それと、もう1点は、なぜ2学期から使用を再開されたのか。1学期の間に異常なしという答えが出ておりながら、何も対策もせず2学期からは使用オーケーですよというようなことになったのか、そこら辺の答弁をお願いします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁をさせていただきます。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問に関しましては、教育委員会のほうが遊具再開の指導をすべきではなかったかという点に関しましては、今回の地震がかなり大きな地震でございまして、学校に不安感があったことから、児童の安全を第一に考えまして使用禁止期間が長くなったものでございます。

教育委員会としましては、経緯につきまして、逐一学校のほうに報告をしておりましたが、最終的には大きな地震の後でございましたので、毎日学校を確認しまして、一番学校に詳しい学校の判断にお任せすることにいたしております。

2点目の御質問につきましては、何も対策をその後してないのに、なぜ再開を決めたかというところではございますが、地盤の掘削を行いまして、特に異常がなかったということを確認いたしまして、学校といたしましては、そこでやはり安心したという

ことで、遊具の再開をしようと決めておられたそうでございます。

ただ、その後にはですね、巨大地震注意が出ましたことから、学校といたしましては、夏休み中は再開をやめようということを決断されたそうで、その後、巨大地震注意が解除されたことから、2学期からの再開を決定されたと伺っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

亀裂の泥の中に地盤に亀裂がないというようなことが、6月中旬頃に分かったというようなこと、それから地震が起きた8月8日まで、6月中旬から8月中旬まで、もうずっと使用禁止になっていたわけなんですけども、そこら辺を2か月間、なぜ使えなかったのかということと、今後、こういう問題が発生したら、やはり教育委員会が主体性といいますか、中心になって利用をオーケーするのか否かというのは、教育委員会が中心になって判断していただきたいなと思います。学校判断では、安全なほう、安全なほうへ行かれると思いますので、教育委員会が主体性を持って判断していただきたらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（程内 覺君）

答弁要りますか。

○11番（末廣 啓君）

2か月間、なぜ使えなかったのか。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

先ほどの2か月間使えなかった理由については、6月から掘削を始めまして、掘削が終わりましたのが、7月下旬頃でございましたので、その間は遊具の近くの掘削でございましたので、遊具の使用を禁止しておりました。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、末廣議員、質問2の(2)について再質問はありますか。

○11番(末廣 啓君)

ありません。

○議長(程内 覺君)

以上で質問2については、終了します。

続いて末廣議員、質問3についての質問を行ってください。

○11番(末廣 啓君)

質問3、消防団行事の在り方についてお伺いします。

消防団の皆さんにおいては、町民の安全・安心のために日夜御尽力をいただいているところですが、夏季訓練、出初め式について、実施日を変更することはできないものかお伺いします。

(1) 第3分団の夏季訓練においては、今年も熱中症の前兆のような症状で、団員が訓練を一時離れる事態が発生しました。最近の暑さは異常です。猛暑酷暑の時期に訓練して効果が上がるのか疑問です。もう少し気候のいい時期に実施したほうがいいのか。

(2) 出初め式においても、最も寒い1月最終日曜日に行われていますが、ほかの自治体では3月の消防記念日に近い日程で実施しているところもあります。変更、変えることはできないのかお伺いをします。

○議長(程内 覺君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、末廣啓議員の第3番目の消防団行事の在り方についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の第3分団の夏季訓練においては、今年も熱中症の前兆のような症状で団員が訓練を一時外れる事態が発生した。もう少し気候のいい時期に実施したほうがいいのかとの御質問であります。

消防団の夏季訓練につきましては、消防団員の規律ある行動と消防技術の向上のため、例年7月末の日曜日に開催しており、今年は7月21日に、人員姿勢服装点検、ポンプ操法、機械器具点検等を分団ごとに実施いたしました。

近年の猛暑については、議員御指摘のとおり、気候変動による異常気象の頻発化や地球温暖化といったことが言われている中、今年も7月中旬から8月下旬まで、連日のように熱中症警戒アラートが発表されている状況でありました。

この熱中症警戒アラートが発表された場合は、熱中症を防ぐために暑さを避け、外出や屋外での長時間の作業を控え、小まめに水分や塩分補給を行うといった熱中症予防行動を取ることが必要と言われておりますので、夏季訓練を実施する際には、水分補給や休憩時間を取るなどして、熱中症対策を行うように消防団幹部会で確認していたところであります。

しかしながら、7月下旬から8月上旬が暑さのピークとなる時期でもあり、最悪の事態が発生する可能性もありますので、熱中症による健康被害を防ぐためにも、今後の夏季訓練については、消防団幹部会等で開催時期等について協議していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の出初め式においても、最も寒い1月最終日曜日に行われているが、ほかの自治体では3月の消防記念日に近い日程で実施しているところもある。変えることはできないのかとの御質問であります。

消防団出初め式につきましては、例年1月最終日曜日に開催しており、今年は1月28日に、鬼北総合公園グラウンドで開催する予定にしておりましたが、荒天のため、鬼北総合公園体育館で実施したところであります。

1月下旬の寒い時期であり、これまでは、荒天時には会場を変更することで開催しておりましたが、5月に開催した消防団幹部会において、今後の出初め式においては、寒さ対策のため、体育館で実施していくこととしたところであります。なお、実施時期の1月最終日曜日の開催は、南予地域の市町で同一日とならないように調整されたものとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

今後、協議を重ねていくというような答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今年の夏季訓練においては、愛治第3分団だけではなくて、三島とか、好藤、泉等でも体調に変化があった団員がおったと聞いておりますので、ぜひ夏季訓練の日程、もう少し気候のいいときに変更していただけたらと思っております。今現在、消防団員も不足しておりますので、こういう日程を少し変更することによって、消防団員の待遇改善にもつながっていくんじゃないかなと思っております。もう少し涼しくなってからの実施をお願いします。

(2) についてもいいですか。

○議長（程内 覺君）

はい、いいですよ。

○11番（末廣 啓君）

出初め式においても、今後は体育館で行っていくというようなことやったんですけども、南予のほうのほかの自治体とも検討を重ねられて、やはり外で行ったほうが壮観だろうと思いますので、日程を少し変更させて協議していただいて、ぜひ外で出初め式を行うような方向で考えていただけたらと思っております。どうぞよろしく願いします。

答弁は要りません。

○議長（程内 覺君）

以上で、質問3については終了します。

続いて末廣議員、質問4についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

質問4、職員教育とハラスメントについてお伺いします。

最近、町民の方からこんな話を受けました。役場職員に相談していたことの対応を確認したら、忘れてたとの返事だったそうです。これは住民サービスの向上から大きく逸脱するもので、ひいては、カスタマーハラスメントやパワーハラスメントにつながるおそれもあります。

そこで、下記のことについて伺います。

(1) 職員は、住民から相談・問合せ等を受けた場合にメモ書き等をしているのか。日時、相手、内容、どのように対応したかなど記録に残すことを教育されているか。

(2) 挨拶において声が小さく聞こえない挨拶をする職員が時折見受けられるが、改善できないのか。

(3) 電話対応について録音システムを導入する考えはないか。

以上3点、お伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第4番目の職員教育とハラスメントについての御質問にお答えをいたします。

1点目の職員は住民から相談・問合せ等を受けた場合にメモ書き等をしているか。

日時、相手、内容、どのように対応したかなど記録に残すことを教育されているかとの御質問ですが、例年、新規採用職員を対象として、3月に町が実施する任用前研修において、職員が講師となり、電話対応、挨拶の仕方、伝言の受け方等について研修を実施するとともに、6月に町村会主催で行われる新採職員研修においても、電話対応について研修を受講しております。

また、今年度から、日本電信電話ユーザ協会の主催で5月に実施されるフレッシュセミナーに、1年目、2年目の職員から6名を人選し、挨拶、言葉遣い、電話対応について研修を受講させるなど、様々な研修を行い、職員としての資質の向上に努めているところであります。

御質問にあります重要な内容を記録に残すことは基本的なことであり、それができない職員がいることは大変残念に思います。再度、このような事案が発生しないよう職員に徹底するとともに、研修の内容についても検討してまいりたいと考えます。

次に、2点目の挨拶において、声が小さく聞こえない挨拶をする職員が時折見受けられるが、改善できないのかとの御質問ですが、職員朝礼、庁議等、折を見て注意をしております。そのような職員を見かけた際は、その都度、個別にも注意をいたしております。しかしながら、議員御指摘のような職員が少なからずいるということですので、再度指導を徹底していきたいと考えております。大変申し訳ございません。

次に、3点目の電話対応について録音システムを導入する考えはないか問うとの御質問ですが、現在録音機能のついている電話につきましては、総務財政課及び町民生活課に、それぞれ1台ずつ設置しているところですが、近年、カスタマーハラスメントが問題となり、いろいろな対応を取っている市町があることは承知しております。他市町の対応状況も参考にしながら、鬼北町に合った対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の第4番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問4、（1）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問4の（2）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

今ほど答弁で教育をしておりますし、個人的にも注意を促しておるといような答

弁をいただきました。

声が小さくて聞こえづらい部分については、もう挨拶してないと同じなので、大きな声ではっきりと挨拶できるように、お互いが気持ちよくなれますように指導を徹底していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問4の（3）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

録音システムの導入について、今、町長から答弁で2か所ぐらい導入しておるといふことやったんですかね。役場に電話して、録音システムに当たったことがないんですけど、全部が全部録音システムじゃないんでしょう。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）。

失礼します。ただいまの録音機能についている2台につきましては、総務課と町民生活課ということで、悪質なクレーム等で長時間にわたる電話等の対応のときに、それはアナウンスを流さず自席で録音を開始できるといったような電話機が今2台となっております。

他の市町で代表電話にかけたときに、アナウンスが流れて、この電話は録音されておりますというようなシステムについては、現在のところ、町では導入をしておりません。そういうシステムを入れておるところについて、問合せといたしますか、先進地視察といたしますか、お話を伺いにいったこともあるんですけども、それぞれのシステムによってかかる費用とかも大分違います。あるいは全ての電話を録音するとなると、町民の方で録音されてしまうことについて抵抗のある、嫌な思いをされる方もあるかもしれません。一部のカスハラの人によって不快な思いする方があっても困りますので、そこは慎重に対応したいと思って検討をしております。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

昨日も県のほうに連絡したら、いきなり録音しますというようなことでした。新聞の切り抜きなんかを見ると、これは松山市の事例だと思うんですけども、あまり町民、市民から今課長が言われたような苦情といたしますか、録音されたら困るというような苦情はあまりないというような新聞記事もあります。

もう全部が全部録音するようになったら、町民もそれに慣れてきてクレームもない

と、出づらいと思うんですけども、苦情によって、職員さんが精神的に追い込まれたりするようなことも考えられますので、うつ状態になったりするようなことも考えられますので、費用はかかるかもしれませんが、カスハラやパワハラを防止する意味でも導入していただきたいなと思います。これは職員を守るようなことにもなるかとも思いますし、働きやすい環境、そして住民の方々へのサービスの向上にもつながるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ導入を考えていただきたいと思っております。

町長、最後に答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の質問4の部分の先ほどの分と合わせまして、私はこの機械をすぐに導入するつもりはありません。それはですね。職員を守るということについては、先ほど議員が御指摘のように、時間がたてば、そういう時代になっていけば、当然それは必要な部分なのかなと思うんですけども、ただ町民の方々、おじいちゃん、おばあちゃんが何を役場、行政に求めているか。私がいつも職員に言うのはですね、役場のほうに電話もそうなんですけども、ありがたいと、にこにこして来られる方はいらっしゃらない。やはり不安があって、怒りがあって、それから質問があって来られたわけで、そこに挨拶ができないというような対応であれば、それは言わなくていいことも言ってしまうだろう。そんなところがですね、ある一定の部分の感情以上に出てくると、これがカスタマーハラスメントに受け止められかねない。第三者から見てもそうなるだろうな。しかし、そのカスタマーハラスメントも職員を守るというのと同じレベルで、地域の方々の思いというものもしっかり職員は受け止めなければならない。そのため挨拶もできないのであれば、そこら辺りもしっかりと指導した後で、その両方、こういうような本当に苦しい思いをされている方が役場に来られとる。そういう方の対応等をしっかりした上で、ハラスメントに対する対応していくべきじゃないかなと思っております。まずは研修等でですね、そのような方々の思いというものもしっかり受け止める力を全員で持った上で、このハラスメント対応の装置の部分を購入するというような順番立てていくべきだろうと私は思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

そしたら早急に今のところは導入は考えていないということですね。

○町長（兵頭誠亀君）

ここ数年は考えておりません。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

はい、分かりました。

○議長（程内 覺君）

これで末廣啓議員の質問を終わります。

次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は質問席へ移動してください。

中山議員、時間はただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番の中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、町内小学校・中学校の再編整備について。

鬼北町教育委員会は、平成27年度に町内の小学校・中学校の適正規模及び適正配置の再編整備を検討するため、鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会を設置しました。

平成27年度の当委員会では、5年以内に再検討するとの答申が出され、令和3年度に当検討委員会が3回開催され、令和4年4月28日に令和7年度に再検討するとの答申が提出されました。

次のことについて問います。

(1) 令和4年4月28日の答申中、児童生徒の保護者に対して、今後の児童生徒数の推移を説明の上、アンケート調査等を実施されたいとありますが、アンケート調査を行う場合の対象者に、保育所園児の保護者、町内小・中学校教員及び一般町民も加えて、広範囲の意見を聞く考えはないか問います。

(2) 町内の児童生徒数は、平成30年643人から、令和6年500人に減少し、出生数は令和4年度35人、令和5年度37人と、40人を切る状況になっています。少子化に歯止めがかからない中、未来を担う子どもたちにとって望ましい教育環境を実現するには、一定規模以上の集団の中で学校生活を過ごすことが重要であり、学校再編を検討する時期は、既に来ていると思いますが、性急な再編とならないような計

画案を当検討委員会に提示する考えはないか伺います。

(3) 令和7年度の当委員会の答申を受けて、鬼北町小・中学校の再編計画書(案)を作成し、公表後、住民説明会、パブリックコメントの募集等を行い、その結果を審議して再編計画書を策定する手順が考えられますが、鬼北町・鬼北町教育委員会は、この問題についてどのように進めていくのか伺います。

以上、お願いします。

○議長(程内 覺君)

答弁を求めます。

○教育長(行定洋嗣君)

それでは、中山定則議員の町内小学校・中学校の再編整備についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のアンケート調査の対象者についての御質問ですが、アンケート調査の対象者といたしましては、現在のところ、町内小・中学校、児童生徒の保護者全員、未就学児の保護者全員及び町内小・中学校教職員全員を対象とする方向で検討しております。

令和4年4月にいただいた学校適正規模・適正配置検討委員会の答申にもありまして、町内小・中学校、児童生徒及びその保護者が一番の当事者、かつ学校教育の直接の受益者であり、また、未就学児及びその保護者も学校教育の将来の受益者でありますので、保護者説明会を開催して、児童生徒数の推移や小規模校及び大規模校のメリット・デメリットを説明した上で、アンケート調査を行い、その御意見をお伺いしたいと考えております。

町内小・中学校教職員に関しましては、実際に学校教育を担う立場からの意見を伺うため、アンケート調査を行う予定としており、これらのアンケートの集計結果を基に、学校適正規模・適正配置検討委員会を開催して、検討を行う予定でございます。

また、一般の町民の方々の御意見につきましては、学校適正規模・適正配置検討委員会において、地域代表の委員の方々からお伺いするとともに、各学校の学校運営協議会におきましてもお伺いする方向で検討しております。

次に、2点目の性急な再編とならないような計画案の提示についての御質問ですが、第1回目の検討委員会時に、教育委員会から計画案の提示を行う予定は、現時点ではございません。

まずは、委員の皆様にはアンケート内容を御確認いただき、方向性を検討委員会で協議・検討した後に、必要がありましたら計画案の提示を検討したいと考えております。

いずれにいたしましても、学校の再編を含む答申がなされた場合は、できる限り性急な再編とならないよう考慮して、計画策定を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、3点目の再編計画書を策定する手順についての御質問ですが、今年度中に保護者説明会及びアンケート調査を行いまして、来年度第1回目の学校適正規模・適正配置検討委員会を開催する予定としております。

協議・検討が終了し、検討委員会から教育長に提出された答申が、学校の再編を含む内容であった場合は、学校の再編計画書（案）を作成し、教育委員会、総合教育会議、議員全員協議会、保護者説明会、地域住民説明会及びパブリック・コメント等いただいた御意見を参考に検討を進め、最終的には教育委員会に諮って策定をする方向で検討しております。

以上で、中山定則議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問1の（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

アンケートの件なんですけど、一般地域の方の意見については、この委員会の委員の方、そして学校運営協議会で意見を聞くということなんですけど、どういうアンケートをされるかの内容にもよるんですけど、この学校統廃合等については、地域の方の御理解がなければ進めていくことはできないと思いますし、今の地域の状況を十分把握するためには、ぜひとも一部の方の意見ではなく、ある程度の町民の方の意見を聞くような方法を取っていただけたらと思うんですけど、その辺の考えについてお伺いをします。

○教育長（行定洋嗣君）

一般町民へのアンケートは行わないのか、広く一般町民の声を聞くためには、一般町民へのアンケートも行うべきではないかという御質問だと理解いたしましたが、この件につきまして、教育課長のほうから答弁をさせていただきます。

○教育課長（佐々木健次君）

一般町民へのアンケートについての御質問でございますが、前回の答申にもございましたように、まずは保護者の御意見をお伺いすることから始めさせていただきたいと考えております。まずは保護者の方々の御意向をお伺いいたしまして、その中で、ある程度の計画が検討委員会の中でまとまった段階で、地域の方々に御意見をお伺いして、その後に、その地域の皆様方の御意見も取り入れた形で再編計画案というもの

を作成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

児童生徒数の推移を説明の上ということで、アンケート調査をする。今言われたことは分かるんですが、地域の意向もある程度聞かずに作成案を作成して地域に話を持っていくというのは、私としては、ちょっとというか、繰り返しになるんですが、意見を聞いたほうがいいことないでしょうかという提案です。答弁は変わらないようだったら、もういいですが、はい。

○議長（程内 覺君）

答弁、変わりますか。

○教育長（行定洋嗣君）

答弁は変わらないんだったらいいですという話ではありましたけれども、実は変わらないんですけれども、教育長としての意見を述べさせていただきますが、中山定則議員がおっしゃったように、この学校再編というのは、一般町民の皆さんにとっても大変大きな関心事であろうということは十分理解しております。

議員も御承知のとおり、町内全ての小・中学校は、コミュニティスクールに指定をしております、同時に地域学校協働活動というものも取り入れております。地域の皆さんが地域の子どもたちを宝と思って、地域の子どもたちのために学校教育を支えてくださっている、そういう状況にあることも十分理解しておりますし、大変感謝を申し上げているところでございます。

ただ、学校再編を考える上で、最も大切なことというのは、第一義的に考えるべきは、子どもにとってどうかということになるんだろうと思います。子どもたちにとってどうするのがいいのか、この第一義的なことについて御意見を伺うために、子育ての当事者である保護者の皆さんに、まずはお聞きする。学校教育に日々関わっている教職員に意見を問う。

そのアンケート結果を基に、私たちも考えますが、地域の皆さんもその声を受けて考えていただきたいというふうに思っております。

まずは、子どもに関わっている保護者や教職員の思いを問う。その後に地域住民の皆さんの声を聞く、丁寧に声を聞く。その考え方とか、進め方に対して何らそごはないというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

委員会を開くに当たって、計画案はまずアンケートを取った上、第2回目にアンケートの結果によって計画案というか、たたき台を出すということなんですが、4年の4月28日の答申の中に書いてあるように、少子化の傾向は依然として顕著であり、鬼北町でも、学校の統廃合は避けられないということは事実というふうに答申が書かれておりました、それで、学校再編整備の計画案を当検討委員会に大きな方向性を示さないと、答申にもあるように協議はできない。

そもそもこの委員会を設置したということは、この答申の最初に書いてあるように、学校の適正規模配置については、適正な学校規模を目指すものであり、その方向性、方策としては、通学区域の変更、学校の統廃合があるというふうにはっきり書いてあるので、そういう検討委員会なので、統廃合の検討をしないということ自体に問題があるのではないかと思います。

それで、ここで言う、いわゆる提示はある程度大きな方向性については、提示が必要ではないかと思しますので、再度質問いたします。

○教育長（行定洋嗣君）

来年度実施いたします、適正規模適正配置検討委員会を行うに当たって、方向性を教育委員会として示すべきではないかという御意見だったと理解しておりますけれども、まずは、この件について教育課長が答弁させていただきます。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、先ほどの教育委員会のほうが計画案を提示すべきではないかという御質問に関してなんですけれども、教育長の答弁にございましたとおり、まずは、アンケートの結果を検討委員会のほうで確認をいただきまして、その中の内容によりまして、1回目の検討委員会にて御意見がありましたら、次回に2回目の会議に、教育委員会が皆さんの、委員さんの意見に沿った、たたき台と申しますか、再編計画案を提示する予定はございます。ただ、1回目の会議から、まだ方向性が見えてない段階から、

教育委員会のほうから案を提示するというは行う予定は、現時点では考えておりません。

以上です。

○4番（中山定則君）

ちょっと質問が変わるんですが、アンケートはどのような内容のアンケートを予定されているのか。それと、アンケートは、先ほどの答弁では今年度実施ということでしたが、アンケート作成に当たり、どういうふうな形で、教育委員会内部協議の中でアンケートをつくられるのか。その辺のアンケートの内容について質問をさせていただきます。

○教育長（行定洋嗣君）

アンケートの内容につきましては、現在、他の先行的に学校再編を行っている市町のアンケートなども参考にしながら、内容を検討している段階でございます。大変申し訳ないんですが、この場で、今こういう内容だということを申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

この再編計画書を作成する手順について、再度確認なんですが、アンケート調査を行い、第2回目からは現状のままではないような状況であれば、計画案を作成しということなんですが、それぞれ地域の方に説明、パブリックコメントを行っていくということなんですが、さっき大体アンケートの内容にもよるんですが、10年後を見据えた形の統廃合計画になるのか。その辺、7年度実施で5年先の話なのか、そういう時期的、計画書作成の場合の最終年度というのをどの辺で考えられているのか、再度質問いたします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

再編計画の年数という点の御質問でございますが、まだはっきりした期間は未定と

しておりますが、他の自治体の例を見ましても、10年程度が適当ではないかと現時点では考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

10年程度ということなのですが、前回の委員会的时候に、児童生徒数の予測をされたんですが、令和6年度の予測を見ると、私が調べた段階では、予測よりかなり下回っているんじゃないかと思えます。それで、そういう予測を見ると、現実面考えたときに、少しでも適正な規模に持っていくためには、もう統合が通えない地域以外は、通った形の統廃合を考えないといけないと思うんですが、その辺も含めて提示をしてアンケートする場合に示されると思うんですが、そういう選択肢も入れてアンケートをつくっていただいたらと思うんですが、それについてお答えをお願いします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

アンケートに統合の年数等の点も加えてはいかがかという御質問かと思いますが、年数につきましては、検討委員会の中で再編のお話が出た場合に、何年にどういった統廃合を行う等々の協議につきましては、やはり検討委員会のほうで検討させていただきたいと考えております。

児童生徒数の推移というものは、現在予測している中で提示をさせていただきますので、その数字を皆さんに御確認いただいた中で、いつ頃にはというところを御検討いただければと考えております。

以上です。

○4番（中山定則君）

最後に、児童生徒数の予測、10年後を教えていただければお願いをします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

失礼いたします。すみません。児童生徒数の将来の10年後の予測というところですが、まだ今後の出生が当然分かりませんので、住民基本台帳から拾っておる数字に

なるんですけども、令和12年度で児童生徒数が415人、9月2日時点で住民基本台帳から算出した数字で415人という数字になっております。それ以降に関しましては、小学校の数字が算出できておりませんので、現時点では、令和12年に415人の予定ということで御回答させていただきます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

次に、6番、赤松俊二議員の一般質問を一問一答方式で行います。

赤松議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

赤松議員、質問1についての質問を行ってください。

○6番（赤松俊二君）

議席番号6番、赤松俊二です。

先の通告のとおり、3問の質問をいたします。

まず、はじめに、本町の電子地域通貨K I H O C Aの活用について質問をいたします。

K I H O C Aは、鬼北町の経済サイクルを構築し、地域の活性化を目的とし発行する電子マネーカードであります。今後の活用方法と町内の商工事業所でK I H O C Aが利用できるようになりますが、以下のことについて伺います。

(1) K I H O C Aの取扱店を募集しているが、今後のスケジュールと現状についてをお伺いいたします。

(2) K I H O C Aカードを利用する前に入金（チャージ）できる場所と時間についてをお伺いいたします。

(3) 店舗での利用方法についてを伺います。

(4) 今後、K I H O C Aが幅広く使える環境を整えることが重要であると考えますが、その施策についてを伺います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第1番目の本町の電子地域通貨K I H O C Aの活用についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のK I H O C Aの取扱店を募集しているが、今後のスケジュールと現状について問うとの御質問であります。昨年12月から、運転免許証を持たない65歳以上の方を対象として、町内を運行する路線バスや町内タクシー利用にかかる運賃について、電子決済システムを活用し、運賃の一部補助を実施しているところですが、料金決済時に使用するカードや携帯アプリの名称を「K I H O C A」として御利用いただいているところでもあります。

赤松議員も御承知のとおり、現在、町では18歳以上の方で、K I H O C Aを持っている方であれば、K I H O C A利用に加盟した店舗で御利用いただけるよう、9月下旬からの運用に向けて準備を進めているところです。8月末時点で、28社、30店舗に参加御協力をいただく予定となっております。

今後におきましても、鬼北町商工会と連携し、加盟店の随時募集、拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のK I H O C Aカードを利用する前に入金（チャージ）できる場所と時間について伺うとの御質問であります。

職員対応により入金のできる場所は、鬼北町役場、日吉支所、好藤、愛治、三島、泉地区の町内各公民館の合わせて6か所、無人のチャージ機で入金できる場所は、北宇和病院と道の駅森の三角ぼうしの2か所で、入金できる時間につきましては、各施設の営業時間内、業務時間内であれば可能としております。また、今後、K I H O C A利用加盟店舗でもチャージが行えるよう、現在、検討をしているところでもあります。

次に、3点目の店舗での利用について伺うとの御質問であります。利用については、K I H O C A加盟店舗でお支払いをする際に、K I H O C Aカード、または携帯電話等にダウンロード済みのK I H O C Aアプリを起動して、お店に提示していただき、店舗側は、専用の読み取り端末でQRコードを読み取って決済を行い、利用者にレシートをお渡しいただくことで、電子決済が完了となり、後日、町から店舗側に代金の支払いを行うこととなります。

次に、4点目の今後、K I H O C Aが幅広く使える環境を整えることが重要であるとか考えるが、その施策はあるのか伺うとの御質問であります。

まず第1に、K I H O C Aの商工展開を推し進める上で、使えるお店を増やす、加

盟店舗の拡大は必須であり、現在商工会と連携し、個別の店舗訪問によりK I H O C A利用店舗への加盟、御協力をお願いするとともに、加盟の際には、K I H O C Aの利用にかかる電子決済端末の購入に対し、購入経費の補助を行っております。

また、K I H O C Aのさらなる普及、利用者の拡大に向け、従来のチャージボーナスに加え、K I H O C Aで支払い決済をした場合に、ポイントを付与するK I H O C Aポイントについても、商工会の御協力により準備を進めているところであります。

さらに、健康づくり活動や地域づくり活動などの各種行政事業への参加に際し、ポイントを付与する行政ポイント、一定額以上のチャージをされた利用者ポイントにポイント付与するプレミアムポイントなどを予定して、今回の補正予算に計上するなど、今後も利用店舗、利用者の拡大を推進し、K I H O C Aの利用促進、普及に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、赤松俊二議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

質問1の（2）について再質問はありますか

○6番（赤松俊二君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

質問1の（3）について質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

今ほど店舗での利用方法についての答弁がありました。このことについて店側の対応として今現在、客のQRコードを店の、まあ言ったらiPadで読み取っての今現在決算方法となっていると思われませんが、私は、今後、お客様のスマホでK I H O C Aのアプリを起動させ、店のQRコード、これは店のカウンターなり、QRコードの過程、いろんな方法でやっていただいていたおたら、それをお客さんが読み取ってもらって、その上で、売上げの合計金額だけを本人に入れていただきたい。そうすれば、そのような決算方法を併せて考えていただけないか。そのためには、当然本町のシステムの変更も考えられると思いますが、やはり時間帯によって、大変忙しい事業者によっては、大変自分で売上合計かけて、それを相手に見せてするようなやり方は、大

変手間がかかってやれない。そういった御意見もありますので、そういった事業者に対しての今後の課題として考えてもらえないか、再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課、中川補佐が答弁をいたします。

○企画振興課長補佐（中川博之君）

今ほど赤松議員から指摘がありました店舗の負担軽減ということにつきましては、十分に考慮しなければいけないかなと思っております。

システム改修の必要はあるとは思いますが、技術的には可能ではないかというふうを考えておりますので、システム業者とも相談をさせていただきながら、できる限り事業者の手を煩わせることのないような方法で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

今ほど前向きな答弁をいただきましたが、再度、この事業について、我々商工側としては、使えるお店を増やさなきゃいけないと思うし、そのために今回いろいろな質問させていただいておるところではございますが、今後においては、それぞれの事業者の実情に応じて対応をできないか、していただきたい。

例えば弁当屋さんであったり、移動販売をする方であったり、ガス屋さんであったり、そういう方は店側ではなくて、その外販、外で決算をされる事業者さんもいらっしゃいます。そういった中に、iPadの台数、これにつきましては先ほど理事者のほうから購入経費の補助をしていただいて、大変ありがたく思っているところではございますが、そういった意味も含め、例えば今回夢産地が入ってないと思うんですけども、そういった夢産地については、もう既に国道端等の事業者は、カードレス決済、キャッシュレス決済をもう既にやられております。

その中で、さらなる今回K I H O C A、地域通貨のカードを入れるために、そういったことをすれば、また、それを導入することになれば、大変手間もかかります。そういったことについて、そういったカード設計をうまくやれるような対策、そういったそれぞれの対応について、私は検討の余地があるのではないかと思います、再度お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

中川課長補佐のほうから答弁をいたします。

○企画振興課長補佐（中川博之君）

今ほどの赤松議員さんの御質問ですが、既に店舗によっては入っているサービスがございますので、そちらとの連携ということを御質問いただいたかと思いますが、議員御指摘のとおり、この問題につきましては、町内の大規模店舗、例えばフジさんとか、ダイレックスさんなど、こういった問題で参入が難しいという話も把握をさせていただいております。

町が採用しておりますシステム業者さんとも、この問題につきましては、課題共有をさせていただいております。他のシステムと連携させるためのアプリ改修などを現在協議させていただいておりますので、引き続き検討させていただくということで御理解をいただければと思います。

町としましては、地域振興のため、また利用者となる住民の利便性向上のため、アナログ技術を併用する結果であっても、できる限り店舗の参入を推進していきたいと思っております。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

そしたら、質問1の（4）について再質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

（4）の再質問ですが、今ほどそれぞれの施策については、今ほど提案があり、それぞれ期待をするところではありますが、私は常々思うのは、そういった施策を活用するためには、まずは町民のカードの普及率を伸ばさないことには、伸ばすこと、それを併せて私は考えるべきだと思っております。

普及率を伸ばすためには、今回の事業に併せて、事業というのは、18歳以上のK I H O C A対象者になるかと思いますが、もう思い切って役場から1,000円、500円などの付与した電子マネーをK I H O C Aカードを郵送するぐらいのことを考えないと、考えていただきたい。当然、輸送費、付与した電子マネーについての経費は当然かかるとは思いますが、まずはK I H O C Aの普及の礎になると私は考えますが、その辺の見解をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

議員の御指摘のとおりでありまして、私もカードの普及というものが必要だなと。前も申し上げましたけども、最先端のやはりアプリというものであるのが今の時代のそうしたところでありますけれども、うちの町もですね、私の先輩のおじいちゃん、おばあちゃん、やっぱりガラケーの方がいっぱいいらっしゃいますので、カードの共有というところについては御理解いただけると思います。

カードのポイントの付与というものについては、今回の予算に上げておくことは多分御案内のとおりでありますけども、その中身について、少し課長補佐のほうから答弁をさせていただきます。

○企画振興課長補佐（中川博之君）

議員さん御指摘のとおり、まずはカードを取得していただくということが重要かと認識しております。カードを持っていただくための方策としまして、町長の先の答弁の中にもありましたように、今回の補正予算で提案させていただいておりますのが、健康づくり活動や地域づくり活動などの各種事業への参加に対しポイントを付与するという行政ポイント、あと一定の額をチャージしていただいたときのプレミアムポイントなどを提案させていただく予定にしております。

こうしたことでですね、カードを持つことによる特典、持ったことで様々な特典を得られるという利用施策を考えて、取得率の向上に努めたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○6番（赤松俊二君）

ぜひとも、まず手元に付与した電子マネーのK I H O C Aカードがあれば、やっぱり手元があれば使ってみようかと思う人もおられますし、それをきっかけに継続的にK I H O C Aの使用が期待されるのではないかと私は思っております。どうかですね、そういった普及率を伸ばすためにも、今後考えるべき施策として検討をしていただきたいと思います。

答弁はいいです。

○議長（程内 覺君）

赤松議員の一般質問中ではありますが、ここで休憩をしたいと思います。

再開を13時、午後1時とします。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 1時00分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

赤松議員、質問2について質問してください。

○6番（赤松俊二君）

それでは、質問2、災害関連死について伺います。

災害関連死の認定作業は県や市町村が担い、それぞれの有識者らの審査会で災害と因果関係が認められた死亡事案を災害弔慰金の支給対象にすることで認定されてきました。令和元年には、国が法改正により、市町村が審査会の設置に関して条例で定めることを努力義務化しております。

近年、災害が頻発・激甚化する中で、災害発生後の被災生活において、残念ながら亡くなられてしまう方が出てくることも想定し、認定に遅れがないようにすることも重要だと考えます。

今後、鬼北町でも認定する審査会の設置規定を設ける条例改正を行う考えはないか伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第2番目の災害関連死についての御質問にお答えをいたします。

現在、県内では、8市町が、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する条例及び施行規則の改正等により、災害弔慰金等支給審査会の設置規定を設けております。

議員の御質問にもありましたように、災害関連死については、災害による因果関係を専門的見地から審査する必要があることから、町といたしましても、今後、情報収集を行い、できるだけ早い時期に、審査委員会の設置規定を設けるように条例改正等を行うよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

また、万が一、災害関連死が発生した場合に備えることも必要ではありますが、災害発生時の避難生活や被災生活において、災害を起因とする死亡事例が発生しないよう全国の事例等も参考に、関係機関と連携を図りながら体制を整え、今後の災害に備えてまいりたいと考えております。

以上で、赤松俊二議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、質問2の再質問はありませんか。

○6番（赤松俊二君）

今ほどの答弁で、審査会の設置に関する条例改正については、前向きな答弁をいただいたところですが、もしこの条例改正をするに当たるならば、これは令和6年度中に審査会の設置を聞いている、規定を設ける、そういった考え、設ける考えなのか、その辺をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

失礼いたします。現時点では検討中ではありますが、委員さんの構成として医師や弁護士等で構成するような予定で考えております。今後、各機関の了承、医師会とか、そういった了承をいただきながら具体的な協議に入る予定としておりますが、策定の期限といいますか、年度内には条例を改正するように現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

この災害関連死につきましては、町民の方から、災害関連死の記事をこういったような愛媛新聞で、これ今年の5月7日、切り抜きしていただいて、私のほうに、ぜひとも町内に災害関連死を条例改正審査委員会をしてくれというようなことで申出がございました。

その方自身もやっぱり今年1月に遭った能登半島地震、そういった中で、災害関連死が、孤独にいろいろクローズアップされ、今後、災害死についての重要性を認識した上でのことだと私は思っているところですが、まずは災害関連死を出さないことが最も重要なことであると考えます。

先ほど松浦議員、そしてまた末廣議員が避難所の対策、見直し、今後の必要性、そういったことを御質問されましたが、そういったように、まずは災害関連死を出さないためのそういった整備をすることは、まずもって第一だと思いますし、今回災害関連死をするということは、その備えとして、今後対応すべきではないか。

最近の甚大な災害が相次ぐ中、災害が起きてからでは遅いわけですので、そんな中、本町がそういった前向きの条例の整備を設ける考えがあるというような答

弁でありましたが、町長に最後聞きたいんですが、そういうふうに至った経緯と災害関連死に対する考え方について、最後お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

私も含めて町民の方々が危惧されているのは、災害、南海トラフ地震が来るということは、ある程度認識をしていただいとる。その中で、家が崩れたり、けがをしたりという部分については、相当な被害が出るだろうということも想像していただいとる。しかし、その後の行動について、発災後、また初動、その後の対策・復旧というところの手順というものもしっかりと捉えておくべき、その中の一つの大きな課題というのが、関連死を極力抑えるというところのことだということふうに認識をいたしております。

赤松議員のおっしゃるとおり、今回は本御質問の部分について、私も再度勉強したところでありますけども、ただ、この部分について相手といたしますか、弁護士の先生とか、先生方、それぞれ地域のことを熟知していただくこと、また、その状況というもの専門の先生方に御理解をいただかなければならないということがありまして、そこに少し苦慮しておりますけども、御理解いただきたいと思っております。前向きに進めたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

それでは、赤松議員、以上で質問2については終了します。

質問3について質問してください。

○6番（赤松俊二君）

それでは、質問3、井谷家住宅裏山樹叢の整備についてを質問いたします。

鬼北町下鍵山に所在する井谷家住宅は、国登録有形文化財（建造物）である。その住宅の裏山の樹叢は、最近手入れがされていないため、いわゆる放置林の状態が長く続いております。

そのため、林内は暗くなって、林床植生は減少し、明らかに土壌浸透能が大幅に低下していることが伺えます。この状態が続けば大雨の際には、表面流下水が発生をし、井谷家住宅に流れ込む可能性も考えられると、愛媛大学名誉教授、江崎次夫教授が調査報告をされております。

今後、井谷家住宅の保存改修工事に当たっては、5年計画となっておりますが、まずは裏山の整備をすることが急がれると考えますが、今後の対策についてお伺いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、赤松俊二議員の第3番目の井谷家住宅裏山樹叢の整備についての御質問にお答えいたします。

昨年度策定いたしました井谷家住宅保存活用計画の第3章、環境保全計画、第5節、防災上の課題と対策に記載しておりますが、井谷家住宅の敷地は、県が土砂災害を警戒すべき区域として、土砂災害防止法に基づいて指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当しております。

土砂災害特別警戒区域につきましては、特定開発行為の制限や建築物の構造規制が行われる範囲とされております。

井谷家住宅の保存改修工事の実施設計を行うに当たり、裏山の対応につきましては、県と協議を行ってまいりましたけれども、今後、展示活用を行う施設として建物及び利用者の安全性を確保するために、井谷家住宅裏山斜面の安定化を図る対策工事を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域解除を行っていく必要があるとの指導がありました。

裏山の樹叢につきましては、竹が繁茂し、クスノキなどが大きく成長しており、かつては美しかったヤマツツジも高くなり過ぎている状態で、間伐が必要となっておりますけれども、裏山斜面の安定化対策工事を行う際に支障、または障害を及ぼす可能性のある樹木や竹については、伐採・除去していくことになるかと考えております。

いずれにしましても、裏山の工事を行うに当たりましては、詳細な調査及びそれに基づいた設計が必要となります。

そのため、文化庁及び県と協議を行い、国庫補助事業としての対応を承認いただきましたので、本議会に提案しております令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）において、井谷家住宅後背斜面調査解析設計の設計委託料を計上させていただいております。

予算を承認いただきましたら、井谷家住宅保存改修工事实施設計と併せて、早急に設計を進めてまいりたいと考えております。

その中で、裏山の工事時期等、詳細な工事日程につきましては、検討を進めてまい

りたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、赤松俊二議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、質問3について再質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

今ほどの答弁で速やかに対応するというふうな答弁でありましたが、ここに私が質問したように、教育委員会もそういった状況については、把握されていると思われま  
す。そういった意味で、今回設計整備の設計費用について予算を計上されたと思われ  
ますが、その中で、この5か年計画の中で、今の計画であれば、まずは裏山の整備  
を行ってから本体工事に移るのか、その辺の整備工事のことについてお伺いいたしま  
す。

○教育長（行定洋嗣君）

ただいまの質問につきましては、教育課長が答弁させていただきます。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、今後の工事の計画についてなんですが、令和6年度に設計を実施いたし  
まして、令和7年度に進入路の整備と後背斜面の危険木の伐採を計画をいたしてお  
ります。

令和8年度から、住宅保存改修工事と後背斜面对策工事を現時点では並行で行って  
いく計画といたしております。

以上です。

○6番（赤松俊二君）

そうならば、最後の質問ですが、この5か年計画については令和10年度までに整  
備計画がなされていると思われませんが、そういった工期の遅れが、この裏山の整備工  
事をするに遅れが生じるのか、その辺、1点だけ最後にお伺いいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

工事の遅れ等の生じる可能性なんですけれども、こちらに関しましては、どうして  
も土砂災害特別警戒区域等の指定の解除を行う必要がございます、こちらに関して  
は、設計をしつつ県との協議が必要になってくることになっております。

こちらの協議が長引いた場合は、工事がちょっと遅れる可能性はあるかとは思っ  
ておりますが、できるだけ早急に対応できるよう検討したいと思っておりますので、現

時点では、そのような状況であるということで御報告させていただきます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

これで赤松俊二議員の質問を終わります。

次に、5番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

山本議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○5番（山本博士君）

議席番号5番、山本博士です。

先に通告のとおり、一般質問をいたします。

質問1、子育て支援について。

鬼北町におきましては、少子化対策・子育て支援に力を入れているところですが、少子化対策に決め手はなく、様々な要因の中で子育て支援が大切だと個人的に思っています。令和に入り出生数は平均の38人、令和5年度は37人でした。出生数の低下も大変心配をしているところです。

そこで、子育て支援に特化した係をつくり、幅広い取組をすべきではないかと考えます。ただ、子育て支援をしたからといって、出生率が上がるとは思っていないですが、子育てしやすい環境づくりが大切だと思っています。町長の考えを伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の子育て支援についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、少子化対策と子育て支援は密接な関わりがあると認識しておりますが、少子化から人口増へ転じる策として子育て支援だけじゃなく、様々な角度、多方面からの視点が必要であると考え、少子化対策事業の取りまとめは、まちづくりの1つとして、現在は企画振興課で行っているところであります。

また、今年度から、当町では、子育て世代包括支援センターを前身とした、こども家庭センターを新設し、妊娠・出産・育児に関する相談や情報提供、保健指導等を行い、児童福祉支援を所管する町民生活課福祉係と連携を図っているところであります。

子育て支援と一口に申しましても、様々な御家庭があり、初めての子育て、特性を持つ子の子育て、障がいがある子の療育を含む子育て、経済的支援の必要な家庭での子育て、共働きで同居家族の中に支援者のいない中での子育てなど、公的、または民間の支援を必要とされる御家庭への支援だけでなく、子どもや親子の居場所づくり、家庭学習を補填する学習支援など、様々なニーズに応じる新たな取組もごございます。

広い意味では、地域全体で子どもを見守り育てる社会教育、都市部と地方の体験・出会い・学習の場の格差を補完する事業なども子育て支援と捉えることができるかと考えております。

こういった様々な御家庭に対する支援や、まちづくりとしての子育て支援事業を行う子育て支援に特化した係をつくることで、当町の子育て支援がより具体的になり、少子化対策の1つとしても効果が見える事業となり得るかもしれません。

ただ、それには、まず保健師など必要な人材の確保が必要となり、また現在、それぞれの所管課が担当する事業や事務のどの範囲までを担当するのか、未来を見据えた組織改革が必要となると考えます。

現在は、それぞれの事業の所管課の相談窓口において、子育て世代からの相談や意見を様々な視点から議論することで、より広範囲に事業を展開できるよう取り組んでいるところであります。

また、令和6年度は、第2期鬼北町子ども・子育て支援事業計画の終了年度であり、現在第3期策定に向けて、ニーズ調査を実施しているところでありますので、鬼北町の子育て世帯がどういった支援を期待しているのか把握した上で、今後の子育て支援の在り方や進め方を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問1について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

はい、ありがとうございました。

今回、出生数を見て本当に愕然としました。令和5年度には鬼北町全域で37人です。これは本当に危機的な状況だと思います。出生数よりも結婚が先だろうと思われ

の方もおられるかと思いますが、やれることは全てやっていかななくてはならない状況だと思っております。

そこで、今回子育て支援においては、保健介護課と町民生活課、教育課が取り組まれているところだと思っておりますが、子育て支援を今回つくるということには、ちょっと考えがありまして、育児の終わらない家庭より、ベビーベッドとか、赤ちゃん歩行器、チャイルドシートなど様々なものがあるかと思いますが、そういったものを育児が終わられた家庭から寄附をしていただき、それを無料で貸し出すという、そういう仕組みをつくり、子育てをみんなで応援していく、そのようなまちづくりをしていくのが大切だと考えております。

いま一度、町長のお考えをお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

地域全体でそういうような支援をしていくということについては、議員と同じように大賛成でありまして、個人的には、うちの3人の子どもの最後の女の子が中学生が終わったときには、好藤小学校の1年生に入ったところのお友達にどうでしょうかという提案をしたこともございます。そういうふうなことも含めて、町民生活課長が現在の状況について説明をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

実は今月末なんですけど、9月末、日曜開催予定ということで、「キッズフェスタ2024」という子育て支援に関するイベントを計画しております。こちらの中で譲り合いマーケットという場を設定しまして、絵本やおもちゃ、衣類、そういったものの無料交換会というものを実施するよう計画いたしております。チャイルドシートやベビーカー、それから家具類などについては、提供いただいて引取手の方がいなかった場合の保管場所、こういったものが現在ちょっと確保できておりませんので、今回は御遠慮くださいということにさせていただいておりますが、今後も様々な機会を活用して、子育て支援に関する活動にも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1については終了をします。

続いて、山本議員、質問2についての質問を行ってください。

○5番（山本博士君）

質問2、放課後児童クラブについて。

昨年の9月の定例会でも質問をいたしましたが、今後、利用される児童も増える状況の中で、令和7年8月完成予定の多世代交流施設がありますが、その一角の多目的室を利用して、春・夏・冬休み限定の児童クラブを設置するようにできないものか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の放課後児童クラブについての御質問にお答えいたします。

町内には、現在、近永小学校に隣接した放課後児童クラブが1件あり、昨年度の夏季休業中の登録児童は55名、今年度の登録児童は50名で申込みをいただいて、全ての方が利用できております。

議員御承知のとおり、放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業に基づいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものとされております。

議員の御質問にあります多世代交流施設については、様々な活用方法が考えられています。児童に限らず、中高生などの居場所や子育て・孫育て世代の交流場所など、施設の名称のとおり、多世代が交流できる施設として事業計画を策定し、松山財務事務所と県に起債申請しているところであります。

現在のところ、子どもの居場所づくりとなる小中高校生の自主学習の場や、子ども食堂や学習支援、地域の人・資源を有効活用した体験活動や多世代交流を長期休暇中だけでなく、放課後や週休日において実施することを検討していきたいと考えております。

しかし、この施設を長期休暇の期間に限定するとはいえ、放課後児童クラブに利用することになると、他の中高校生や一般の方の利用を制限せざるを得なくなるため、慎重に検討していく必要があると考えております。

また、放課後児童クラブの運営箇所数を増やす上で、懸念されることは、夏季休業中の放課後児童クラブの支援員の確保が大変難しい状況にあるということでもあります。

条例により、事業所ごとに放課後児童支援員を1支援単位ごとに2人以上配置しなければならないとされていますが、支援員は、不安定な雇用条件の上、支援員としての資格の取得については、年に1回行われる認定資格研修に合格する必要があること

から、認定資格を取得した職員を確保することが、現在大変困難な状況であります。

また、放課後児童クラブは、適切な遊びを与えるという事業の趣旨からも、適度な屋外遊び場等が必要であり、校庭などの自由に活動できる屋外スペースがあることが望ましいとされていますが、多世代交流施設の敷地には、そのようなスペースがないため、施設の面からも適していないのではないかと考えられます。

多世代交流施設を放課後児童クラブとして利用するには、検討が必要な様々な問題点がありますが、こども家庭庁においては、子どもの多様な居場所づくりの推進をしていることから、放課後児童クラブとして利用するという形にこだわらず、他の機関とも連携を取りながら、幅広い視野で児童の健全育成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問2について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

町長言われましたように、確かに慎重な検討が必要であるというふうには分かっておるんですが、現在の放課後児童クラブのこの夏休みにも定員がギリギリで、耳にした話では、兄弟で入ろうとしたが、高学年の方は入れなかったと聞きました。早急な対応が必要ではないかと思っておって、また、この場所、高校生との交流も様々な形で交流ができるのではないかという利点もありますし、もし学校の許可があれば、子どもたちの見守りもやってもらえますし、学習指導などそういったこともバイトが考えるのではないかと思っておりますが、その辺町長のお考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

来年の夏から高校生が多分入ってくれるだろうというところと、それと、いろんな方との交流をしたいというような目的なんですけども、現在、今北宇和高校生と各小学校の子たちで農園とかですね。それから製品づくりとかいうようなところで交流をしてもらっていて、それが相互にですね、小学生だけでなしに、高校生にもいい影響を与えているというふうにお聞きしております。

そういう面からも、その放課後児童クラブを限定してといいますか、ずっと使えるということは、なかなか今は検討としても難しいかもしれませんが、子どもたちだけではなしに、寮生として入ってくれた高校生のためにも、何回かに分けて交流をし、自分たちの得意な分野、または好きな分野も子どもたちと一緒に時間を過ごすということが、鬼北に来てくれた高校生にとっていい方向になるのであれば、それも十

分余地はあるんじゃないかなというふうにも思います。

ただ、議員が最後のほうに言われました、人数がギリギリだったという今現在の施設の状況については、実際にそこを利用されている方々の生活の状況等をやっぱりもう少しうちのほうでも調査したいなというふうに思うわけであります。どうしても夏場の状況について、もう少し子どもたちと一緒に過ごす時間を取ってもらったほうがいいんじゃないかなという面も、もしかしたらあるかもしれない。そのほうも全く考えずにですね、全て受けることが果たして行政の指導として必要なのか、それが一番適しているのかということについても、やはり本当はそこら辺りも指導できるようになれば一番いいと思うんですけども、なかなかそこまでは至ってないというようなジレンマも私はあるというふうに考えております。

現在の状況として、ただ、受入れ体制としてギリギリの状況ということは分かっておりますので、何らか議員が言われますとおり、打開策を考えるということについては、同感でありますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○5番（山本博士君）

現在の状況では、聞いた話では、低学年を優先するというので、今回はお断りしたということもあったそうなんですけど、親としてみれば、子どもを家に1人で留守番さすというのは大変心配ですので、その辺も考慮していただければと思います。

また、今後におきましては、現在何をしておいてもそうだと思うんですが、あるもの、ある場所を大いに利用していくことが、財政的にも大変よいことだと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（程内 覺君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

次に、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

兵頭議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

議席ナンバー2番、兵頭稔。

先に通告のとおり一般質問を行いたいと思います。

まず、質問1、水道事業について。

これまで、数回水道事業について質問をしましたが、水道料金について人口密度が低いからとか、20年から25年のスパンで計画を行っているので、料金が低いのは

当たり前のように回答されています。

最終的には、議会で承認されているということで終わっていましたが、それでは町民の方が理解されないとおられますので、下記について伺います。

(1) 令和5年3月の定例会の一般質問で、松野町、久万町の水道料金が3,800円台であるとのこと、鬼北町は合併前に全ての施設をやり替えているので、100年スパンで一気に上がるのは仕方ないと思うと回答されています。当時全ての施設をやり替えたとは回答されているのに、平成15年から現在まで、毎年工事を行っているが、これはどういうことなのか伺います。

(2) 水道法は遵守されていると回答されていますが、具体的に誰が聞いても理解できるよう伺います。

(3) これまで改良工事を毎年実施していますが、取替え工事を行う基準があるのかを伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第1番目の水道事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和5年3月定例会の一般質問で、合併前に全ての施設をやり替えたとは回答されているのに、平成15年から現在まで毎年工事を行っているが、これはどういうことなのかとの御質問ですが、統合簡易水道整備後に、三島地区の施設更新を平成15年から17年にわたり実施しているほか、必要に応じて道路改良工事に伴う管路布設替工事、落雷等自然災害による機械、電気設備更新工事を行うとともに、償却年数が過ぎて修繕が多く発生する管路の布設替工事、電気計装設備の更新工事などを計画的に実施しているため、毎年工事を行う必要があります。

次に、2点目の水道法は遵守されていると回答されていますが、具体的に誰が聞いても理解できるよう伺うとの御質問であります。水道法は、水道の布設や管理を適切かつ合理的に行い、水道の基盤を強化することで、清浄で豊富、かつ、低廉な水を供給し、公衆衛生の向上や生活環境の改善に貢献することを目的としており、当町の水道事業の経営は、この目的に合致しているものと認識いたしております。

次に、3点目の取替え工事を行う基準があるのか伺うとの御質問ですが、水道水の安定供給に支障を来すことがないように、償却年数が過ぎて修繕等が多くなった各施

設の取替更新を計画的に実施しており、そのような工事が、補助対象事業や起債対象事業の要件を満たすものとなっていると理解しております。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問1の（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

今ほど町長の説明で、途中で道路工事があつたりいろいろ工事があつて、毎年工事をやっておるといふことなんです、まず平成十二、三年にやった工事と平成十五年からの工事の関わりについてちょっと一つ伺いたいんですが、耐用年数と耐久年数についてと2点お願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課、二宮主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほどの兵頭議員の質問にお答えいたします。

償却年数と耐用年数との違い、耐久年数との違い。償却年数と申しますのは、減価施設を設置した後、減価償却を行っていく、その期間を設定した年数のことが償却年数であります。

一方、耐久年数というものが、法律で定められているかといいますと、これは特に定められておりませんが、おおむね自治体によっても違いはあるかと思えますけども、当町の場合であれば、償却年数を過ぎた後、修繕が多くなってまいりますので、多くなった段階で取替えを行っておりますので、それがおおむねの耐久年数かなと。今までは大体、例えば塩ビ管であれば、四十五、六年から、物によって50年ということがあつたのかどうか分かりませんが、おおむね四十五、六年ぐらいで更新をしていっているというふうに記憶をしております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

今、償却年数と言われましたけど、去年も5億5,000万の工事をやっておりますけど、これも8,000万のまだ減価償却が残っている分を抹消して、新しいのをつけたということは、耐久年数も耐用年数も終わってないのに取り替えたつていふことじゃないかなと思うんですが、それをちょっと説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課、二宮主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

去年にやった工事、電気計装工事。

○2番（兵頭 稔君）

現在もやっとなるんじゃないかなと思うんです。

○水道課主幹（二宮洋之君）

電気計装工事は、一般的に減価償却が終わっても、評価額の10%分は帳簿上は残った形になっております。その部分を使わなくなった段階で落としますので、そのことを言われよるんかなと思うんですけども。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

現在でも5億5,000万の10%というと、5,500万なんですが、まだ8,000万が残っているその当時だったら、多分5億も工事がかかってないと思うんですよ。その辺が考え方によったら違うんで、私の考えとは違うんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課、二宮主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

ちょっと手元に詳細な資料を今持っておりませんので、ちょっと何ともそこは細かいことは、今この場で即答はできませんが、ちょっと調べて、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

後刻ということで、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

(1)については、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

さっきの話、しつこうに耐用年数と耐久年数というのを聞くんですが、前回の一般質問のときに、配管は60年とかいろいろ、電気やポンプは10年、電気ポンプは10年、ポンプは10年、それから、その他については20年、40年、60年という交換の条件はそれであるということを知ったんですが、今回の15年から工事を見ますと、水道法ができたのが1957年なんで、あれから64年か、63年ぐらいし

かたっていないと思うんですけど、鬼北町の工事がそんなに前からはやってないんじゃないかなと思うんですよ。それを平成12年に全てを変えたと言われるのに、15年から現在まで、まだ変えたというのは理解ができないので、その辺を説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課、二宮主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

鬼北町の当時は広見町だったと思うんですけども、広見町の施設というのは、一番古いもので、たしか昭和三十七、八年頃から供用を開始しておると、そのように記憶をしておりますけども、その後、平成6年ですか、平成6年に統合簡水を始めて、平成12年までに統合簡水が終了して、近永地区、好藤地区、泉地区、三島地区の一部が上水道になった、それが平成12年の状態であります。

その後の三島地区については、昭和40年代後半から昭和ほぼ40年代後半頃にはほとんどやってたと思うんですけども、それらをまとめて15年から17年の間に整備をしておったと、こういう形になっております。

ですので、おおむね配管については、ほぼ40年近くたっておるんだろうと思うんですけども。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

令和5年3月の定例会で、じゃないか。そうやな。そのときに、全て広見町時代の工事は全てやり変えたから料金が高くなったというふうに回答をいただいたんですよ。その後、今の回答と全然話が合わないんですが、その辺はどうなってるんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課、二宮主幹のほうで答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

その当時の全てという意味が、ちょっと何とも言うわんですけども、流れ、経緯としては今ほど申し上げたように、平成12年の段階で各簡易水道をまとめて広見上水道とした。その後、三島地区についても、それぞれ地区ごとによって分かれとった上水道を1つの水道を1つの簡易水道としたという流れとなっております。そのことを全てというふうに表現されたのではないかなと私は理解しております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

今の回答では、全て変えたというのはそのときのいいかげんな回答で、これでごまかしてというような回答ではなかったんじゃないかなと思うんですけど、実際水道料金が高いのはどうしてくれんかなという話で私は一般質問しよるんですけど、適当にそのときそのときで返事をされてるような気がしていかないんですけど、その辺はどんなでしょうかね。

○町長（兵頭誠亀君）

適当にというような言葉は差し控えていただきたいなと。私が思ったのは、この三島地区の平成15年から17年に工事をして、合併があったときには、広見地域の部分についての工事がある程度全て完了したというふうな私は認識でおったんですけども、ただ、議員が御指摘の部分については、見解が違っていたという部分があるかもしれないけれども、それぞれの答弁として適当なことを申し上げるとというようなことは、私も含めてスタッフのほうも考えておりませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほど水道法は遵守されてるということで言われてましたんですけど、水道法、昭和32年の法律第177号で、第14条で水道事業は料金、給水工事等の費用の区分その他供給条件について供給規定を定めなければならないということにはなっていますが、いろんな資料を見てますと、給水原価と供給原価は極力近づけましょうというふうに書いてあるんですよ、資料を見てたら。でも鬼北町のは給水原価と供給原価は大幅に違うんですが、その辺は法律とは全然一致してないような気がするんですが、その辺をお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課、二宮主幹のほうで答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほど質問のありました給水原価と供給単価のお話であろうと思うんですけども、まず、供給単価と申しますものは、1年間に上がった水道料金を1年間にその料金の基となった水量で割って出た単価のことであります。もう一方の給水原価というものは、水道を供給するために必要な費用を、それも1年間の有収水量といいますけども、それで割って出てきた数字となっておりますので、これ実は、毎年毎年当然水量も変わりますし、金額も変わりますので変動をしております。なので、常に一定の幅があるわけではないと思っております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

今説明していただいたのは当たり前なんです。だから、その当たり前を訂正するのに水道法施行規則、これ32年厚生労働省が出しとる第45号第12条で、法第14条第3項に規定する技術細目の中でいろいろ計算するもんなんですよ。今課長が言われたように。それを上がったたり下がったりするんで、料金がおおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるように設定されるということなんで、大体3年に1回ぐらいはそういうことを見直して、議会にこれぐらいなんですけど、今回は料金はこれぐらいにしたらどうでしょうかという提案が欲しいんですけど、その辺をちょっと考えていただいたらと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁はいいですか。考えてほしいということで。

○2番（兵頭 稔君）

答弁はいいです。

○議長（程内 覺君）

答弁はいいですか。はい。

それでは、質問1の（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほど町長の話では、大体そういうことで工事を行うというふうに言われていますが、いろいろ調べてますと、今回もまだ日吉地区の下鍵山のほうは工事が入ると思うんですけど、これも平成に多分交換しとると思うんですけど。平成に入ってから。それをいつ交換基準が来とるんかどうか、その辺は何年に交換せないかん、そういう基準の表があったら出していただいたら一番理想なんですけど、こういう広見町の水道工事はこれぐらいで交換するようになってますよという基礎と、それから、あと、どういったもんがあったらいいのかな。とにかく町民の方がこれは当たり前よと思われ

るような工事をしてくれるんだったら私は何も言いませんので、よろしくお願ひします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課、二宮主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほどの下鍵山の工事の件ですけども、これについては平成になってからという先ほどお話があったんですけど、昔の資料を調べていくと、昭和59年か、60年かぐらいにやっておりました。なので、おおむね40年はたつとるものと思っております。

今年直す分、まだ今年だけでは全部まだ手が回らないので来年度、再来年度までかかるかもしれませんが、40年を超えた分については、漏水の可能性もありますので、もうこの際、整備をしていくという予定にしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で兵頭議員の質問1については終わります。

続きまして、質問2について質問をしてください。

○2番（兵頭 稔君）

質問2、町道弓滝線弓滝橋歩道工事について伺います。

町道弓滝線弓滝橋歩道工事の遅れについて、下記について伺います。

（1）当時の工事計画について伺います。

（2）工事費が安くなったり、高くなったり、変更があった理由を伺います。

（3）国庫補助金がカットされた理由を伺います。

（4）工事の完成が遅れ、住民が多大な不便を余儀なくされたことについてどう考えているのかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第2番目の町道弓滝線弓滝橋歩道工事についての御質問にお答えをいたします。

1点目の当時の工事計画について伺うとの御質問ですが、当初の計画では、令和3年度に左岸、左ですね。左岸の弓滝神社側を施工、令和4年度に右岸の春廻家店舗側

を施工、令和5年度に上部工を施工との計画としておりましたが、仮設道の設置が左岸と右岸の2か所必要となり、費用もかさむことから、非常にタイトなスケジュールとなりますが、仮設道を1か所に計画変更して、令和3年度、4年度の渇水期、11月から5月ですけれども、渇水期で下部工を施工。引き続き上部工を施工して、令和4年度で完成する計画に変更いたしました。

次に、2点目の工事費が安くなったり、高くなったり変更があったが、理由を伺うとの御質問ですが、下部工におきましては、橋梁の左岸側に弓滝神社の石積、右岸側に店舗があるため、当初は、工事の影響を考慮して、令和3年度の11月から、低振動の大口径ボーリング工法での作業を予定しておりましたが、特殊な工事機械のため、資機材が調達できないことが判明いたしましたので、多少振動の発生する別工法（ダウンザホール工）に変更いたしました。工法変更により、振動による構築物への影響を確認しながらの慎重な作業が必要となりましたが、工事費については、減額となっております。加えて、支障木の伐採協議に時間を要したことにより、令和4年度の工期内に完成を見込めないことが判明したため、工事の打切り清算をした結果、工事費が減額となっております。減額となった下部工の残工事は、令和5年度の新年度予算で補助採択を受けて再度発注して施工しております。

また、上部工につきましては、施工実績は少ない橋梁形式であります。経済性と施工性に優れた角型鋼管床版橋を採用いたしました。

令和5年度に契約した、上部工工事その1におきましては、橋梁点検用の金具の追加等があり、83万円の増額となっております。上部工工事その2におきましては、防蝕アンカー、これは橋梁の隅々を固定する部材でありますけれども、この製作に1か月を要し、工期内に作業ができない架設工を打切り清算としたことにより、1,433万3,000円の減額となっております。また、令和6年度に契約した、上部工工事その3におきましては、施工性を考慮して伸縮継手を追加したことにより、181万7,000円の増額となっております。

以上が工事費増減の内訳でございます。

次に、3点目の国庫補助金がカットされた理由を伺いますとの御質問ですが、国庫補助金はカットされておられません。

2点目の御質問で答弁いたしましたとおり、年度内に完成が見込めない部分については、打切り清算をいたしました。国庫補助金は、不用額処理として、残工事につきましては、翌年度以降に補助を受けて施工いたしております。

次に、4点目の工事の完成が遅れ、住民の方々が多大な不便を余儀なくされること

についてどう考えているのか伺うとの御質問ですが、工事の現場におきましては、突発的な事案が多々発生いたしますので、それに対して対策を講じながら工事を進めてまいりました。弓滝橋の工事におきましても、河川内での工事であるため、天候や施工期間の調整及び埋設物の調査など、予期せぬ問題が度々発生いたしました。その都度、施工業者と協議をして対策を講じながら工事を進めた結果、工事完成に遅れが生じ、町民の皆様には騒音や交通規制など大変御迷惑をおかけいたしました。

ただ、皆様に御協力をいただき、歩行者が安心して通行できる歩道橋が、9月末には完成する見込みですので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問2の（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ということは、1年近く遅れたという解釈でよろしいんですか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

期間につきまして、建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほどの議員さんの御質問ですが、1年目工事ができなかったのも、1年間は工事が遅れております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

この工事を計画するに当たり、こんなことはできん、あんなことはできんよという細かいことは全然打合せなくて、さっとこの歩道橋をつくろうという考えで計画されたのか、それとも、ちゃんとそういったこういう穴を開けないかとか、ボーリングができんとか、そういった細かい配慮はしてなくて計画をしたのかどうかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

国・県の補助金を頂きますので、その細部について基本設計のほうで業者さんにし  
っかりと見ていただいて、その部分の大部分については、議員さんが言われるとおり、  
しっかりした計画だと私も判断しておりますけども、ただ細部、実際に工事に入って  
みて、いろんな工事の支障というものについては、どの工事でもございますので、そ  
の分については御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

了解。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

これは終わったら、6年度でこの国庫補助金がもらえるということなんでしょうか、  
それを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

佐子建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

6年度に予算要求して補助金をいただく予定となっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

金額は同じぐらいでしょうかね。

○町長（兵頭誠亀君）

佐子建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

令和6年の国費ベースで、2,100万程度の予算要求をしております。

以上です

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、兵頭議員、質問2の（4）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

これで兵頭稔議員の質問を終わります。

次に、9番、福原良夫議員の一般質問を一問一答方式で行います。

福原議員は、質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

福原議員、質問1についての質問を行ってください。

○9番（福原良夫君）

議席番号9番、福原良夫です。

一般質問を2問申告しておりますから、2問質問をいたします。

1問目、保育所の無償化についてを伺います。

全国的にも保育所を無償化する自治体が増えている今、鬼北町でも実施してはと考  
えませんが、確かに鬼北町でも子育て支援は多く取り入れております。3歳から5歳ま  
では無償、2人目からは半額、3人目からは無償で、ほかにも数多く子育て支援があ  
ることは分かっていますが、他の自治体と比べて鬼北町に移住したいと思う一歩リー  
ドの鬼北町にするために次について問います。

（1）0歳から2歳児までの無償化はできないか。

（2）0歳から2歳児の保育園児は何人いるのか。

（3）無償化にすれば町の負担は幾らかかるか。

（4）保護者の方に負担のかからない制度はできないのかを伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第1番目の保育所の無償化についての御質問にお答えを  
いたします。

まず、1点目の0歳から2歳児までの無償化はできないのかとの御質問についてで  
ありますが、福原議員の御質問にありますとおり、本町では、町独自の保育料軽減制  
度として、子どもの年齢にかかわらず、生計を一にしている子どものうち、年齢の高

い順に数えて、2人目は半額、3人目以降は無料としております。

0歳から2歳までの保育料を無償化した場合、現在の保育料軽減制度と比較しますと、年間約1,320万円が町の負担となります。県内では、本町のように、独自で多子、多い子どもですね、多子軽減制度を導入している市町はありますが、現在のところ、無償化している市町はございません。

全国的には、少子化の中で、子育て世代の経済的支援と、子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、全ての年齢の子どもたちの保育料を無償にしている自治体があると伺っていますが、0歳から2歳の本町独自の保育料無償化については、こども家庭庁の動向や、県内の市町の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、2点目の0歳から2歳児の保育園児は何人いるのかとの御質問であります、令和6年9月1日現在で、94人です。

次に、3点目の無償化すれば町の負担は幾らかかるかとの御質問についてですが、1点目の御質問でお答えしましたとおり、現在0歳から2歳までの保育料を完全無償化した場合、月当たり110万円程度、年当たり1,320万円程度が町の負担となります。

次に、4点目の保護者の方に負担のかからない制度はできないかとの御質問についてであります、これまで保育料の軽減は、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりとしていくことを目的として、国や県の状況も確認しながら拡充してまいりました。保育料の軽減は、子育て支援の1つとして十分認識しておりますが、御案内のとおり、鬼北町では保育料の軽減以外に、独自の取組として、すくすく鬼北っ子応援給付金や、赤ちゃんお出かけ用品購入費補助事業をはじめ、様々な要望になるべく添えるような事業を展開しており、今後の社会情勢やニーズ等を捉えながら、様々な角度から子育て支援を検討していきたいと考えております。

以上で、福原良夫議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

福原議員、質問1の（1）について再質問はありますか。

○9番（福原良夫君）

今の答弁で鬼北町としてはやれん、やりにくいという答弁と考えますけども、無償化している自治体も全国的にはあります。これ、僕もネットで調べました。これ山梨県の甲州市というところはやっております。今年の9月から、今月からですけども、ここは甲州市は所得、それで人数関係なく無償化という、ちょっと日本国内でもない補助ですけども、ここの園児が約800人ほどおるそうです。それを無償化すると、

いろいろ財源はどうなんですかと聞いたら、一般財源とそれからふるさと納税を活用して無償化にしましたということです。この800人の無償化はただ確かです。うちは94人ですか、ぐらいですから、財源的にはそれは市とうちとの差額はあると思いますけども、そこをもうちょっと理解いただいて、無償化の考えは町長はもう変わらないか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

子育て支援施策として保育料無料化というのは、やはり保護者の方々にとっては、子を育てる時代、世代の方々にとっては、1つのポイントといいますか、インパクトがあると考えております。

その財源についておっしゃいましたように、ふるさと納税というのがですね、やはりこの大きいのか、小さいかによって、まちづくりが今からは変わってくるだろうなというのは同じ認識でございます。

ですから、ふるさと納税を一生懸命頑張らなければならないなというふうに思っております。これが今から、今年は少し難儀しておりますけども、来年以降増えるのであれば、当然それはそれぞれの状況の中で時々議会、理事者のほうで前向きに検討していただければいいのではないかとこのように思っております。私も賛成の部分に該当します。よろしく申し上げます。

○議長（程内 覺君）

福原議員、質問1の(1)の再質問はありますか。

○9番（福原良夫君）

できれば1、2、3、大体同じことですが、大阪もやり始めました。東京もやるとなると。東京は人数的に5万人というふうな、それは言ってもいけんかもしれませんけども、そういう実例があります。

だから、町としてもですね、できれば前向きに考えてもらいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

福原議員、今質問1の2番と3番も一緒に再質問ということでよろしいですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の(4)の再質問はありますか。

○9番（福原良夫君）

保護者の方に負担のかからないということは、いろいろあると思います。今言われたように、いけなんだからですね、駄目ならその半額、2歳児の半額を無償にするとか、それもいけないなら給食費を少し、ほかのところも給食費、また送迎バス等は別問題で料金は取るそうですけども、そういった面もですね、給食費のとか、おやつ代とかいろいろあると思います。そこを少し考えてもらうとか、保護者の方に1つでも負担がかからないようお願いしたいと思います

○町長（兵頭誠亀君）

まず現在、鬼北町の担当課のほうで考えておりますが、町独自の支援等についても再度御説明させていただきたいと思います。

町民課長が説明いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問ですが、まず副食費につきましては、鬼北町については、現時点で無償化をしております。2歳児までの副食費につきましては、保育料の中に入っているという考え方ですので、3歳児以上につきましては、副食費が本来月4,700円程度、町全体で年間520万ほど発生するんですけども、そちらのほうは既に無償化をしております。

それから、町独自の施策として様々な給付金、それから、チャイルドシートやベビーカーなどの赤ちゃんのお出かけの際の補助金、それから、そのほかにも保育所に関する事業を、子育て支援の事業を展開しているところでございます。

それから、今年度、病児保育にも取り組むということで、現在準備を進めているところでございます。

また、お話の中でありました、全額無償であれば部分的にもというお話でしたが、仮に第2子の半額負担ということになった場合にも、年間で500万弱程度の町の負担金が発生すると。いずれにしましても、財源が伴う話でございますので、今後、他市町の状況なども注視しながら協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（程内 覺君）

福原議員、1の（4）は再質問はありますか。

よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

質問1は、終了したいと思います。

それでは、引き続きまして、質問2について質問をしてください。

○9番（福原良夫君）

質問2、災害対策についてを伺います。

いろいろ3人、4人と、今、地震等々ございましたから重複するところもあるかもしれませんが、南海トラフ大地震がいつ起こり得るか分からない今、鬼北町でもいろいろな災害の事態を想定したことを考えていると思います。もう一步踏み込んで考えてみると、第一には、人命救助、水道、電気、道路とある中で、次のことについて伺います。

(1) 孤立した集落ができたならどういった対策を取るのか。

(2) 避難場所でのトイレの対策は万全でありますか。

(3) 井戸水の水質検査はどうなっているのか。また、鬼北町で使える井戸水はどれほどあるのか、おおよその見当でもいいですがお答え願います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第2番目の災害対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の孤立した集落ができたならどういった対策を取るのかとの御質問であります。孤立集落が発生した場合は、集落との通信手段をまず早期に確保するため、無線や町に配備している衛星携帯電話により通信手段を確保し、負傷者等の緊急搬送に備えるため、迂回路及び道路等の応急復旧による移動経路・緊急交通経路を確保するとともに、食料等の緊急支援物資の搬送を行い、被災状況に応じて自衛隊の派遣要請や孤立集落に対する集団避難の指示を行うこととしております。

次に、2点目の避難場所でのトイレ対策は万全かとの御質問であります。指定避難所については、携帯トイレや簡易トイレを備蓄品として災害に備えております。また、町内56地区の自主防災組織に、簡易トイレを配布しておりますが、今年度追加して、全ての自主防災組織に自動ラップできる自動ラップ式トイレを配布する計画としております。

次に、3点目の井戸水の水質検査はどうなっているのか。鬼北町で使える井戸水はどれほどあるのかとの御質問であります。地震等大規模災害が発生した場合、水道施設等の損傷による断水が予想されます。このような状況から、生活用水を確保する

ため、個人が所有する井戸を災害時協力井戸として登録し、災害時に水道施設が復旧するまでの間、地域の方々に開放していただき、生活用水を確保しようとするものがあります。今年度は3件の登録及び水質検査を実施して、現在27か所の皆様に登録いただいております。

以上で、福原良夫議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

福原議員、質問2の（1）、再質問はありますか。

○9番（福原良夫君）

まず、1問の土砂崩れが起きたらという対応ですけれども、確かにこんまい土砂崩れなら、1日そこらで通れると思います。能登半島の地震にあっても、調べたら24地区、3,300人が孤立したという情報であります。

これによって、以前鬼北町でも今考えてみるに、あそこそこは、もし1か所、2か所したら相当通れなくなるなという想定はつくと思います。それによってどう対処していくか。すぐに重機を入れてできればいいんでしょうけども、重機を入れても二次災害、下手したら三次災害になる可能性もないとは言えません。一番地震が来て崩れないのが一番ですけれども、そういった場合に、今の集落において、先ほど松浦議員のときも返答はありましたけれども、ヘリポートをつくっておけば、その集落に早急に物資なり、人命救助等々ができると思います。確かに集落等々は、お年寄りの人が多いと思います。そういった中で、薬がない等々あると思います。そういった場合、敏速に対応するためには、ヘリポートの1つも欲しいと思いますが、その点について。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、土砂崩れ等、例えば長期間にわたって道路等が通行できない、あるいはライフラインが断たれているというような状況になった場合につきましては、自衛隊等への派遣要請によって救助、あるいは集団の避難指示等によって対応することとしたいと思っております。

また、ヘリポート等につきましては、町長、先ほどの前の質問にもあったようにですね、条件等々いろいろございますので、早急にとということにはいかないと思うんですけれども、できるだけそういった条件を整えられるように努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○9番（福原良夫君）

ヘリポートは今から考えていくということですが、早急にこれを考えてもらいたいと思います。本当にもし、今日明日来んとも限りません。そうした場合には、ほとんどがもう孤立します。土砂崩れがなければ一番いいんですけども、そういったもので、鬼北町独自としてでも取り組んでもらいたいと思います。これは伊豆半島もよく似た、能登半島とよく似た地形ということで、自分ところの独自です、炊事場とか、ヘリポートとか、そういうものの対策に取り組んでおるそうです。そやから鬼北町としてもですね、いろいろな場面で取り組んでもらいたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

松浦議員のときにも申し上げましたように、ヘリポートだけでもですね、医師を運んでもらうドクターヘリというのがですね、なかなか角度が急なところには下りてもらえないんですよ。節安のほうでヘリポートをつくりましたけども、実際には、あそこについては、基準を満たさんですけども、ただ、今ほどありました災害のときの自衛隊のヘリは降りるというようなところですね、これからは節安と同じように、各地域に土地の提供をいただくなりして、計画的に必要な部分があるんじゃないかなというふうに私も思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

福原議員、よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の（2）について再質問はありますか。

○9番（福原良夫君）

今、簡易トイレ等々設備しとるという答弁がありましたけども、確かにトイレはあるといいます。設備はしてあると思うんですけども、言うたら、それを始末する、処理する、そういった面はどうなっておるのかをちょっと聞きます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまのトイレの後の処理の部分になろうかと思います。今回、自主防災組織のほうに配布予定しておりますトイレなんですが、ラップ式の簡易トイレとなっております。

まして、一回一回個別に袋に密閉するような状態で一般廃棄物で廃棄できる状態で処理できるものをそれぞれお配りする予定にはしております。その後の処理につきましては、環境のほうでの対応となりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

森環境保全課長、答弁しますか。

○環境保全課長（森 明君）

失礼します。災害におきますいろんなごみ処理といたしまして、当然災害ごみの中にし尿も含まれております。当然今ほど指定避難所のトイレに対するごみの処理ということも、うちの管轄の環境保全課となっておりますので、これにつきましては、当然今ほど言いました、簡易トイレとかいうことで常備はするんですけども、毎日排せつされた後のごみということで、これはうちのほうで業者、町内では1社ではございますけれども、災害におけます協定もほかの市町というか、業者と連携で協定を結んでますので、それと連携して、随時指定避難所開設後のその保証につきましては、そこで対応していきたいと思っておりますので、御了承をお願いします。

以上です。

○議長（程内 覺君）

福原議員、了承ですか。

○9番（福原良夫君）

もう今、パンフレットが入ってましたけども、このラップポンというトイレがあるそうですけれども、今言われたように、粗大ごみでそれを捨てると言ったんですが、処理能力は、衛生面とか、浄化槽に捨てるとか、そういうのはできないんですよ。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまのラップポンのトイレのイラストの部分ですけども、こちらの中にしてあります袋、袋が密閉されて、袋で排出するという形になりますので、この箱自体を捨てるということではございませんので、御了解いただきたいと思います。

○9番（福原良夫君）

いや、それは分かるんですけど、この言うたら、本来ですよ。配布すると、袋へ詰めて捨てた場合、それをどうするかということです。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ここで出たものにつきましては、完全に密封することができますので、保管用の箱、段ボール等に保管をして定期的に排出すると、搬出するという形になります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

もう一つ、それは分かるんですが、これ一応電気式みたいになってますよね。これ太陽電池でやるのか、電気がなかったらやれないのか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、こちらのトイレにつきましては、充電式のバッテリーで稼働するようになっておりますので、発電機等々からの充電で対応するようになっております。

以上です。

○9番（福原良夫君）

はい、分かりました。

○議長（程内 覺君）

質問2の（3）について再質問はありますか。

○9番（福原良夫君）

井戸水の件ですけれども、これは町へ持ってきても検査はできないということですか。もし井戸、仮にこのAさんの場合がある、Bさんがあると思います。今からこういう想定をして、水を持ってきて検査をするというのは、どこでやれますか、町として。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、井戸水の検査、井戸の登録につきましては、災害時の協力井戸として登録いただくことを条件として水質検査等を行っております。こちらの検査につきましては、自主防災組織を通じて申し込みいただきまして検査する形になっております。担当の職員が水のほうを取りいきまして、検査に持っていくというふうな流れになります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○9番（福原良夫君）

ですから、防災組織からを經由して、個人が持ってきても駄目だということですね。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、56地区全てに自主防災組織のほうがございますので、そちらのほうを通じて、こちらの検査のほう、あるいは登録のほうをお願いできればというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

今日配られた防災備蓄、いろいろ載っております。このうちでですね、やっぱり期限が切れたら食べる、使えない物、御飯等、それでパンとかいろいろ、食べる物の賞味期限が切れた場合、それを入れ替えるのに、賞味期限が切れたものはもう廃棄処分にするんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、賞味期限のほうも、消費期限のほうも全て管理しておりまして、期限が切れるものにつきましては切れる直前といたしますか、その時期に例えば保育所でありますとか、公民館行事、防災キャンプ等を行っておりますので、そこで活用していただいて新しい物を購入するというふうな流れを取っております。

以上です。

○9番（福原良夫君）

新しい物を入れるのは分かるんですが、新しい賞味期限の切れたもの、これはもう廃棄処分にするのかなんですよ。

○町長（兵頭誠亀君）

新しい物を購入するタイミングで、今までそこに備蓄しとったものを保育所とか、それから自主防災組織の訓練とかのほうに活用していただくという形を取っているということでございます。俗に言うと、なるべく捨てない方向で考えているということです。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで福原良夫議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を2時50分とします。

休憩 午後 2時35分

---

再開 午後 2時50分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から先ほどの質疑に対する答弁の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

兵頭議員の御質問に対しての答弁をさせていただきたいと思います。

水道課、二宮主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

先ほど、後ほど回答いたしますと申し上げた件でありますけども、ちょうど1年前の9月議会、1年前の議会でそのやり取りがあったということでありましたので、確認しましたところ、その金額については、平成26年から新会計制度に変わりました。その中で利益準備金のほうに使った分がどんどん残っていく、それで、それでは分かりにくいので資本金のほうにお金を組み入れなければならないという中でのやり取りではないかと思われまます。そのことは議会の答弁書のほうに書いてございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

日程第6、議案第42号、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第42号、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

太陽光発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、当該設備の適正な設置及び管理について必要な事項を定めるため、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○環境保全課長（森 明君）

それでは、議案第42号、鬼北町条例第17号、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定につきまして説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

本条例は、第1条の目的にありますように、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定め、自然環境及び生活環境の保全に寄与することを目的に制定するものであります。

それでは、条例の内容につきまして説明します。

それでは、本日配付しておりますA4サイズの参考資料、太陽光発電設備の設置及び管理に関する事務手続の流れも併せてご覧ください。

第2条では、この条例においての用語の意義を規定しております。

第1号に、発電設備の対象を、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備と定めております。

第2号に、届けが必要な発電事業の対象を発電出力合計が10キロワット以上としております。ただし、アの国又は地方公共団体が設置するもの。イの建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋上等に設置するもの。ウの電気事業者その他の者に電気を供給しないものの、いずれかに該当するものは対象外と定めております。

第5号に、同意に必要となる近隣住民との定義を、生活環境等に一定の影響を受けおそれがあるものとしております。

第3条から第5条では、町、事業者、土地所有者等の責務に関することを規定しております。

第6条では、発電事業の事業区域における禁止区域を定めております。第1号から第6号で、各法律で指定された区域を、第7号で、町長が特に必要と認めた区域をそれぞれ禁止区域としております。

第7条では、事前協議等に関することを規定しております。事業者が発電事業を実施しようとするとき、第1項で、事業者は、事業計画の内容について町長と事前協議をすること。第2項で、事業者は、事業計画の申請を行い町長の許可を得ることを定めております。

第8条では、近隣住民等への説明に関することを規定しております。事業者は、事業計画の内容について十分な理解が得られるよう、第1項で、近隣住民等への説明会を開催すること、そして同意を得ること。第2項で、その説明会の内容について書面により町長に報告することを定めております。

第9条では、条例第7条第2項に規定する事業計画の申請があった場合の許可の基準等を定めております。許可の基準といたしまして、第2号で、事業者は近隣住民等の同意を得ていること。第3号で、事業計画が規則で定める基準に適合していることを条件としております。

第10条から第13条につきましては、発電事業に関わる届出、変更許可の手續等に関することを定めております。

第14条では、第1項で、発電事業を実施する期間中の維持管理に関すること。第2項で、災害における対応について、それぞれ定めております。

第15条から第18条につきましては、行政指導等として、第15条で許可の取消しを、第16条で立入調査等を、第17条で指導、助言又は勧告を、第18条で事業者が正当な理由なく勧告に従わないときの公表に関することをそれぞれ定めております。

第19条で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則、第1項で、施行期日を令和6年10月1日から施行すると定めております。

なお、第2項に、この条例の公布日の前日までに工事着手している発電事業に対して、第3項に、この条例の公布日から施行日の前日までに工事着手する発電事業に対して、それぞれ経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（芝 照雄君）

確認になるかもしれませんが、今までにも設置を完了している事業者については、もうこの条例にはかからないという解釈でよろしいのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

附則の経過措置の第2項の定めのとおり、工事に着手する発電事業についてということで計画していますので、それに該当しますので、これまでににつきましては、この条例の内容につきましては、対応はしないというか、そこをしたいということで御理解をお願いします。

○8番（芝 照雄君）

それでは、今のは了解しました。

もう1点、2ページのところの第2条の（2）のア、国又は地方公共団体が設置するものは除外するというこの文言、分かりはするんですけど、ちょっと誰がやっても同じ発電装置なので、国と地方団体が設置する場合は除外するというのは、一般の人から考えれば勝手な気がするんですけど、その辺の解釈の違いだったろうと思うんですけど、これはどういうことか説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

第2条の第2項のそれぞれの適用しないという条項につきましてはの案につきまして、国又は地方公共団体が設置するものということでございます。今回の条例の制定の経過につきましては、いろいろ田畑とかそういうところでの設置ということで、維持管理ができないといった苦情等がございます。

そういった経緯を含めまして、今回太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例ということを制定をしたという経緯がございますので、当然国又は地方公共団体につきましては、当然責任があるものということでございますので、今回の条例の内容につ

きましては、案につきましては、対象外ということで外しております。

以上であります。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○8番（芝 照雄君）

了解。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○5番（山本博士君）

もう一度確認なのですが、2ページの第4条で規定されているように、既に設置している業者にも、第4条は適用ができるということでしょうか。それと、もう1点、3ページの第8条に規定してあります、近隣住民等の同意を得るものとするというふうに書かれておるんですが、同意がなければ許可が下りないということですか。答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

失礼します。今ほどの御質問二つありましたけれども、まず1点、今までした事業に対してということに関しましては、経過措置の第2項と同様の関係を考慮しまして、そこで経過措置ということで、併せてそれを準用しようということでございます。

第8条につきましては、当然事前説明が必要ということになりますので、これにつきましては、この条例と同様に適用ということで考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、答弁、分かりましたか。

○5番（山本博士君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○5番（山本博士君）

はい。

○10番（松浦 司君）

今の山本議員と同じになるんですけど、1条から5条までは、現設置者も規定されるというようになるんですかね。この条文は、6条から11条までの規定は適用しないになっているんです。1条から5条までは適用になるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

今の御質問ですけれども、経過措置ということで、第2項で定めていただいているとおりの発電事業を実施しようとする、実施したということの認識で、それと同様の解釈で、今まで設置していただいた事業者に対しては、その対応ということで考えております。

ただし、附則でありますように、当然今までしたものにつきましても、第2項の工事を着手している発電事業と同様の考えで対応したいと考えております。そういうことで御理解をお願いします。

○10番（松浦 司君）

この5ページの条文では、6条以降になつとるでしょう。今山本議員が聞かれたのは、第5条を適用になるのかどうかいうことを聞かれて、ならない、ならないじゃなくて、この2項で除外と言われたんですけど、この条文では、6条以降になっているんですけど、そこを聞きたい。上から3行目、5ページの、第6条から11条までは適用しない。だから、第1条から5条まではどうなんですかということ聞きよるんです。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

規則の第2項につきまして、言ったように、工事を着手している発電事業についてはという文言が、当然これは既存の設置している業者も含めるということで、それに適用した6条から11条ということは適用しないということで解釈をしていますので、言われました第5条等につきましては、適用可能ということで考えています。

以上であります。

○10番（松浦 司君）

それなら、先ほどの山本議員の答弁と食い違っているように思うんですけど、今、適用になると言われたんですよね。

先ほど山本議員の答弁では、全て適用にならないと聞かれたんで、条文が6条以降

になつとるんで、確認のためにお聞きしたんですが。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（森 明君）

失礼します。この要項どおり、第2項に規定してあるとおり、公布日前の工事着手している発電事業につきましては、第6条から第11条については適用はしないということと解釈をお願いします。

すみません。第4条の事業者の責務につきましては、当然10月1日からの施行ということになっていますので、これにつきましては、従来の設置があるものについては、適用ということと御理解をお願いします。

○議長（程内 覺君）

松浦議員、了解ですか。

○10番（松浦 司君）

ということは、山本議員への答弁を訂正するということですか。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（森 明君）

今ほど言ったとおり、第2項の経過措置ということとございますので、第6条から第11条までの規定は、適用しないということとございますので、先ほど答弁につきましては、失礼しました。訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○10番（松浦 司君）

ということは第5条で何ですか、環境を損なう事業所を調査されて、もしそれがあれば、この条例を可決すれば撤去さすということですか。

ということに条文を解釈すれば、そうなると思うんですけど、これはもう10月から施行されるのであれば、今、現に設置されている方は現状維持ということといいと思うんですけど、それなりの国の認可を受けて設置をされとるので、10月1日以降に再調査されて、それに適合しないので撤去してくださいということを町がするんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

今ほどの御質問なんですけれども、経過措置の第2項第6条から第11条ということで、規定はしないということでございます。これにつきましては、第7条で事前協議等ということで計画をしております。

そういったことで、これにつきましては、町長の事前協議及び許可を得ることということで定めていますので、それに該当しないものということの解釈でございますので、なので、ちょっと時間をすみません。いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時12分

---

再開 午後 3時17分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

松浦議員の御質問に対しまして、環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

今ほど施行の経過措置という関係で御質問ございました。現在もう既に着手というか、工事発電事業をしている事業に対していうことの御質問に対してのこの経過措置がどうかということの御質問だったと思います。

今まであるものにつきましては、従来のとおりということで、当然10月1日から施行、工期から10月1日の期間につきましても経過措置ということで、この条文を制定していますので、そういうことで御理解をお願いします。

以上であります。

○10番（松浦 司君）

もう簡単に一言だけ、今、供用を開始している個人とか、事業の太陽光の発電については該当しない、するか、しないか、イエスか、ノーかだけでお答え。

○町長（兵頭誠亀君）

該当いたしません。

○10番（松浦 司君）

分かりました。了解です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか質疑ありませんか。

○8番（芝 照雄君）

ちょっと1点だけお伺いします。

この条例の提案理由が問題になつとる生活環境と自然破壊が進むということで、この条例を制定するんだらうと思われますけど、太陽光発電のみなんですけど、今鬼北町では設置されていない風力、または水力、その点については、これは適用にならないでよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の条例については、太陽光発電設備のみとなっております、明記しておりますので、それ以外のものについては、再度検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○8番（芝 照雄君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○5番（山本博士君）

今回、既に設置している事業所に対しては適応できないということで納得はしておるんですが、しかしながら、実際もう草が生えて荒れ放題というふうなところもありますので、啓発活動はしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

私のところにも苦情の御連絡をいただいた方もいらっしゃいまして、担当課のほうに指示をして、現場のほうには行って指導はしているのは、多分御承知だと思います。これからも既存の部分について、そういうふうな情報をいただきましたら、この条例の趣旨から申し上げまして、しっかりとした指導も必要なんじゃないかなと私も考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○5番（山本博士君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第43号、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第43号、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

国民健康保険法等の一部が改正され、健康保険証が廃止されること等に伴い、独り親家庭医療費、子ども医療費及び重度心身障害者医療費の助成に関する事務における

個人番号の利用範囲を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第43号、鬼北町条例第18号、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書6ページから7ページになります。

今回の条例の改正は、国民健康保険法の一部が改正されまして、健康保険証が廃止されることに伴い、独り親家庭医療費、子ども医療費及び重度心身障害者医療費の助成に関する事務における個人番号の利用範囲を定めるために改正をするものであります。

改正箇所につきましては、別紙配付しております新旧対照表で御説明いたします。

裏表1ページ、2ページとなっておりますが、第4条関係の別表第1、それから同じく4条関係の別表第2、こちらは個人番号の独自利用について定義をするものでございますが、別表第1、別表第2それぞれの表に新たに3番、独り親家庭医療費、4番、子ども医療費及び5番、重度心身障害者医療費について、それぞれ追加するものでございます。

議案書7ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行すると定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第44号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第44号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和5年6月9日に公布され、被保険者証が令和6年12月2日をもって廃止することが決定されたこと等に伴い、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、鬼北町条例第19号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書9ページをお開きください。

今回の条例改正は、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、所要の改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づき御説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すよう改正するものであります。

第5条第2項は、一部負担金について規定したのですが、診療報酬の算定方法を定めた法令の改正により、所要の規定整備を行うものです。

第12条は、被保険者証の廃止に伴い、条文中、被保険者証が用いられる部分を削除する規定の整備を行うものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書9ページにお戻りください。

附則について御説明いたします。附則、第1項、施行期日、この条例は、令和6年12月2日から施行する。

第2項、経過措置、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上で鬼北町条例第19号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第45号、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同機構規約を変更することについて関係市町と協議をするため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更する規約の内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを御説明いたしますので、議案書11ページをお開きください。

今回の規約改正は、令和6年度から、国税である森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛地方税滞納整理機構規約を変更する必要がありますので、所要の改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、1ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正するものであります。

1ページ、第3条は、機構の共同処理する事務について規定したのですが、市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案に、個人の町県民税均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税を加える改正内容となっております。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書11ページにお戻りください。

附則について説明いたします。附則、この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

以上で愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、愛媛県地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第46号、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第46号、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

変更する規約の内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを御説明いたしますので、議案書13ページをお開きください。

今回の規約改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が発行されなくなることから、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約において使用している被保険者証等の用語を用いないよう、所要の改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づき御説明いたしますので、1ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正するものであります。

第4条は、広域連合の処理する事務について規定したのですが、関係市町において行う事務を定めた別表第1を削除するとともに、被保険者証が用いられるただし書及び各号を削除し、第17条第2項の関係市町の負担割合を定めた別表第2を別表とするなど、関連する規定の整備を行うものです。

新旧対照表での説明は以上です。議案書13ページにお戻りください。

附則について説明いたします。附則、この規約は、令和6年12月2日から施行する。

以上で、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第47号、工事変更請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事))の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第47号、工事変更請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事))の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和5年9月15日付、請負契約を締結した道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事)の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名 道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事)

2、契約の金額 変更前2億3,958万円、変更後2億4,658万1,000円。

3、契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地の1。愛媛建設・イリテック特定建設工事共同企業体。代表者、愛媛建設株式会社代表取締役、坂本信哉であります。

詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○農林課長(奥藤幸利君)

それでは、道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事)変更請負契約の変更内容等につきまして御説明いたします。

先に配付しておりますA3サイズの議案第47号の説明資料をご覧ください。

資料の1枚目は、敷地全体の外構配置図で、2枚目は、本館の改修平面図となります。赤色で着色しているところが、建築工事の主な変更箇所であります。変更箇所の文字の前に番号をつけておりますが、主な変更箇所につきまして、それぞれ御説明をさせていただきます。

1枚目の①ステージの手すりの設置については、来場者・利用者の安全性に配慮し、

落下防止の手すりを追加するものです。

③右の上のほうになるんですが、レストランから見える裏庭の人工芝敷設を維持管理を考慮して、カラーアスファルトに変更するものです。

⑤、またこれ、左のほうに行きますが、農産物集出荷場前に車両が建物に接触しないように車止めポールを設置するものです。

⑦、これは右下になります。屋外便所等の止水栓の変更について、多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレの全て1つの共用止水栓となっていたため、今後の修繕等を考慮して、それぞれのトイレに止水栓を追加するものです。

次に、2枚目をご覧ください。

本館改修工事のうち、⑧、上のほうにあります。バックヤードの収納棚の追加をいたしております。備品購入費で対応予定でありましたが、収納物品の重量が重いことから、備付けの棚へと変更するものです。

⑨⑩、ちょうどその下になります。バックヤード、それから廊下、地域芸能伝習室の出入口の扉がなかったことから、引き戸を追加するものです。

⑫、これはレストランのところになります。レストランの券売機の追加となります。7月に発行された新紙幣の対応券売機が導入可能となったことにより、追加するものです。

⑬の菓子製造室、餅加工室、冷凍冷蔵売場の間取りの変更、それから⑭の惣菜室、菓子製造室、餅加工室の床のかさ上げ、これにつきましては職員の安全性や作業性を考慮して変更するものです。

⑰、これ右下には色をつけておりますが、本館の上部になりますので、ここをつけております。既存の排煙窓の故障が工事で判明したため、改修を追加するものです。

以上、細かい部分につきましては、割愛しておりますが、諸経費、消費税を含め700万1,000円の増額となり、変更後の契約金額は2億4,658万1,000円となります。

以上で設計変更の内容説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第47号、工事変更請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事))の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第48号、工事変更請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事))の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第12、議案第48号、工事変更請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事))の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和5年9月15日付、請負契約を締結した道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事)の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名 道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事)。

2、契約の金額 変更前8,911万1,660円、変更後9,105万3,000円。

3、契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良3217番地1。株式会社桐島電工鬼北営業所。所長、黒田勉であります。

詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林課長(奥藤幸利君)

それでは、道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事)変更請負契約の変更内容等

につきまして御説明いたします。

議案第47号と同じ資料になります。説明資料のほうをご覧ください。

電気設備工事の主な変更は、本館及び屋外便所等の電気設備の変更によるもので、水色で着色しているところが電気設備工事の主な変更箇所であります。

主な変更箇所について、それぞれ説明いたします。

1枚目の①につきましては、アイス棟の来客対応用の窓の上部へ照明を追加するものです。

②は、屋外便所等の既存の換気設備の故障が判明したため、換気設備の改修を追加するものです。

次に2枚目をご覧ください。

③④は、特産品直売室及び青空市の店内を明るくするため、照明を追加するものです。

⑤につきましては、既存の排気ダクトの保温が行われていなかったため、保温工事を追加するものです。

以上、諸経費、消費税を含め194万1,340円の増額となり、変更後の契約金額は、9,105万3,000円となります。

以上で設計変更の内容説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、工事変更請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（電気設備工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第49号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、議案第49号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町役場庁舎等で使用する申請書記入サポートシステム機器を導入するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類 申請書記入サポートシステム機器。

2、備品内訳 別紙のとおり。

3、取得金額 1,172万6,704円。

4、契約の方法 公募型プロポーザル。

5、契約の相手方 松山市辻町15番33号。リコージャパン株式会社デジタルサービス部営業本部愛媛支社。愛媛営業部部長、杉浦浩二であります。

なお、詳細につきましては、議案書17ページ及び事前にお配りしております資料をご覧ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(程内 覺君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第49号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、14日から16日までの3日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、14日から16日までの3日間、休会することに決定しました。

なお、9月17日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長(末廣 啓君)

起立願います。

礼。

(午後 3時51分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（10番）

鬼北町議会議員（11番）